

その夢の、一歩先へ
Open the Future with You



第66期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月24日(水曜日) 午前10時

※受付開始は、午前9時を予定しております。

開催場所

東京都千代田区麹町5丁目2番地1
当社本社3階大会議室

決議事項

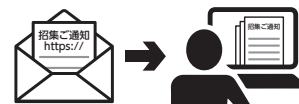
会社提案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役による潜在的利益相反株式の保有開示に係る定款変更の件
- 第6号議案 取締役会議長の選任に係る定款変更の件

株主提案

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

電子提供制度のご案内



ウェブへアクセス

会社法に基づき、招集ご通知を簡素化してお届けしています。
株主総会資料は、本招集ご通知でご案内のウェブサイト上でご確認ください。
(書面交付請求株主さまへは、ウェブサイト上の株主総会資料を法令及び定款の定めにより書面にてお送りしております。)

株式会社オリエントコーポレーション

証券コード：8585



その夢の、一步先へ
Open the Future with You



株式会社オリエントコーポレーション

2026年5月

代表取締役社長

梅宮 真

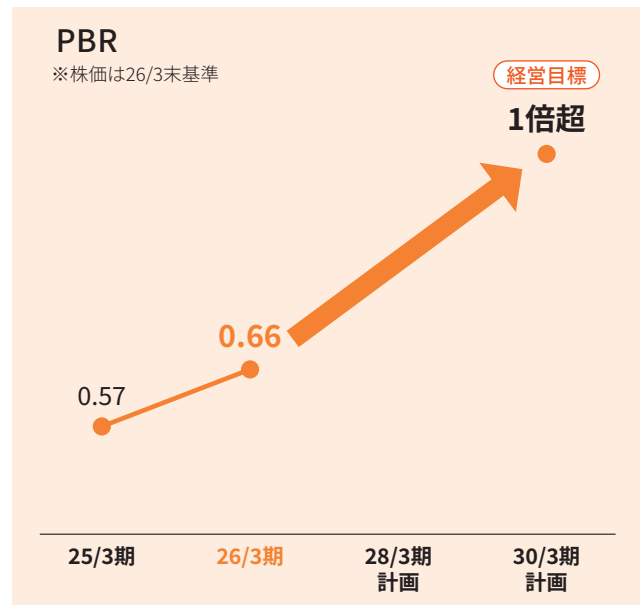
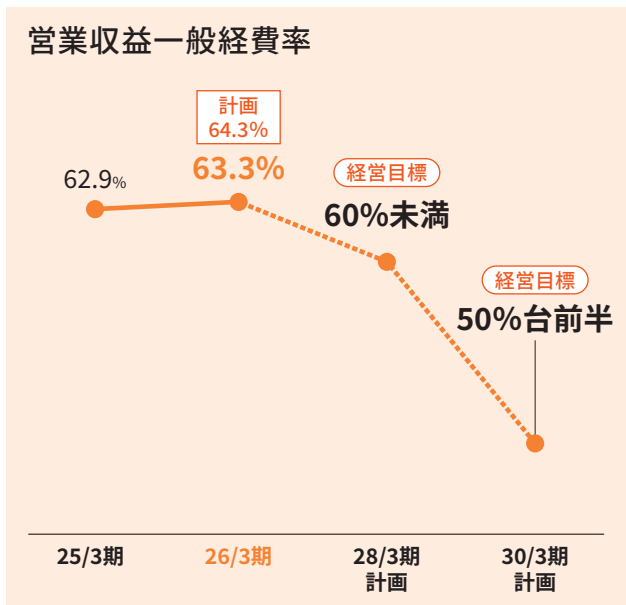
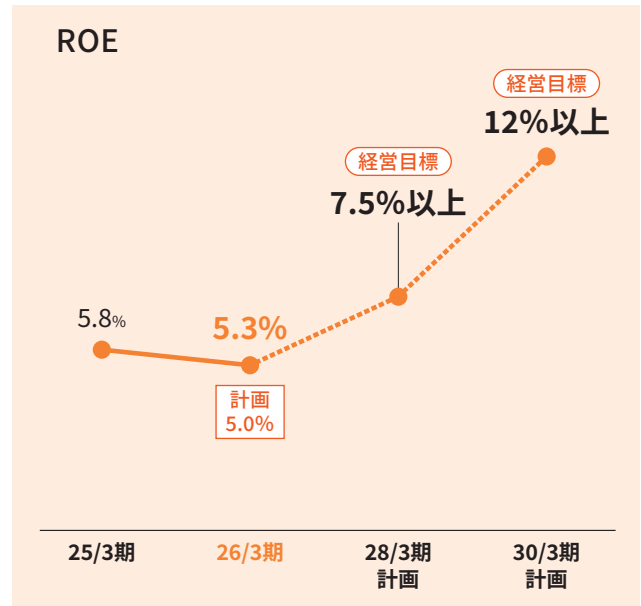
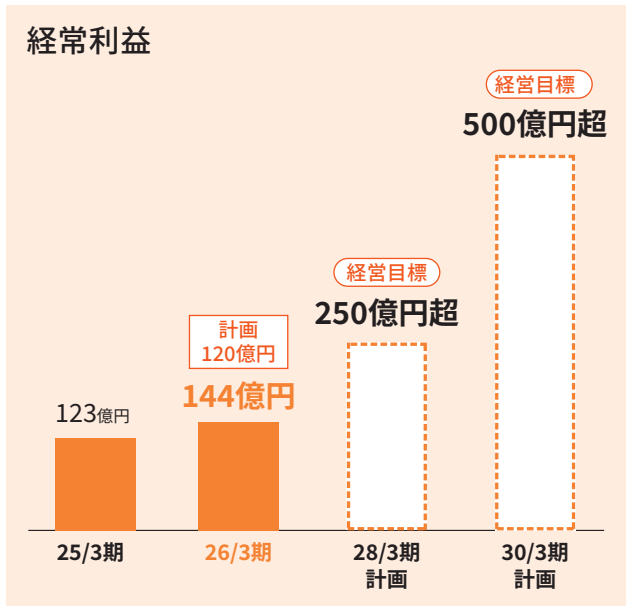
株主の皆さまには、平素より格別のご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

昨年度からスタートした中期経営計画では、当社の強みである与信力(審査・回収・オペレーション)をテクノロジーの力で磨き上げ、オリコならではの新たな金融シーンを創出し、お客さまから選ばれ続ける企業へと進化していくことをめざしております。この一年は、「成長戦略」「事業構造改革」「経営基盤強化」の3点を中心に、各種取り組みを進めてまいりました。具体的には、個品割賦とクレジットカードの両方の良さを体現したデジタル分割払いのリリース、個品割賦におけるリスクベースドプライシングへの挑戦、金利変動リスクの最適コントロールを企図したALM体制の強化、カルチャー変革としての企業理念の浸透活動やブランド戦略の再構築などです。

こうした取り組みの結果、中期経営計画の初年度である2026年3月期の業績は、その前年に計上した特別利益の剥落により連結純利益は128億円と前年差10億円の減益となりましたが、本業の稼ぐ力を表す経常利益は144億円と前年差21億円の増益となりました。主要KPIである経常利益・営業収益一般経費率・ROEの3項目についても全て計画を達成することができました。

足元の事業環境に目を向けますと、AIは想像を超えるスピードで人々の生活に浸透してきており、個人・中小企業向け商品・サービスを提供する当社としてはそのスピードに乗り遅れることなく、自らをアップデートし続けていくことが必要であると認識しております。役職員一人ひとりのAIへの向き合い方や業務での活用深度が、今後の競争力を大きく左右する要因になりつつあります。業務プロセスの効率化や生産性の向上にとどまらず、高度化するお客さまニーズを満たす顧客体験の実現、先進的な与信ノウハウを活用した商品・サービスの提供など、あらゆる領域での活用を進めてまいります。本年5月15日付でムミノバホールディングス株式会社と資本・業務提携契約を締結いたしました。同社が有するデジタル・AI知見も存分に活用し、こうした取り組みを加速させてまいります。

中期経営計画1年目の実績



決算説明会資料

資料の詳細はこちらでご覧いただけます。



中期経営計画の2年目となる今年度は、市場金利のさらなる上昇により業績面では楽観を許さない状況ですが、成長戦略の加速、事業構造改革の深掘りなどを通じ、次の成長への礎を築いてまいります。

株価につきましては大変ご心配をお掛けしておりますが、PBRの早期1倍回復をめざしスピード感をもって取り組んでまいりますので、株主の皆さまには、引き続き当社グループへのご理解と一層のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

株主各位

東京都千代田区麹町5丁目2番地1
株式会社 オリエントコーポレーション
代表取締役社長 梅宮 真

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/>
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、2026年3月期を順に選択いただき、
ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



「銘柄名(会社名)」又は当社証券コード「8585」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択してご確認ください。

記

1. 日 時 2026年 6月24日(水曜日)午前10時 (受付開始は、午前9時を予定しております。)

2. 場 所 東京都千代田区麹町5丁目2番地1
当社本社3階大会議室(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 **報告事項**

- 第66期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第66期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案>

- **第1号議案** 剰余金処分の件
- **第2号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
- **第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- **第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

<株主提案>

- **第5号議案** 取締役による潜在的利益相反株式の保有開示に係る定款変更の件
- **第6号議案** 取締役会議長の選任に係る定款変更の件

当社の取締役会は、第5号議案及び第6号議案の議案に反対いたします。

各議案の詳細は、こちらをご覧ください。
<https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/>



以 上

- 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会開催日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社にご通知ください。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
事業報告の「財産及び損益の状況の推移」「従業員の状況」「主要な借入先」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記に記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項をお知らせいたします。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後5時30分送信分まで

スマートフォンの場合

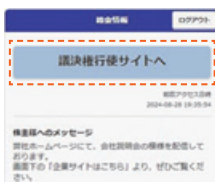
「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 「議決権行使サイトへ」をタップしてください。



「議決権行使サイトへ」をタップ

3 画面の案内に従って賛否をご入力ください。（「スマート行使」での議決権行使は1回のみ）



※議決権行使書用紙はイメージです。

パソコンの場合

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上、アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

ご注意

- パソコンから行使される場合（「スマート行使」の場合は除きます。）のパスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。また、パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイト・スマート行使は一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 書面とインターネット（スマートフォン、パソコン）により二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにて複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

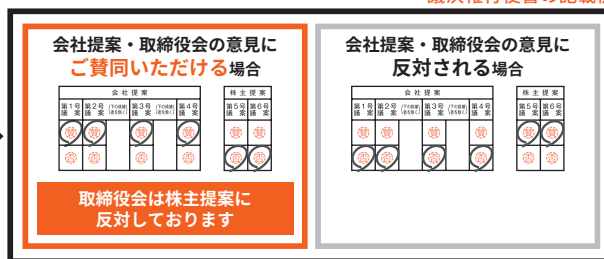
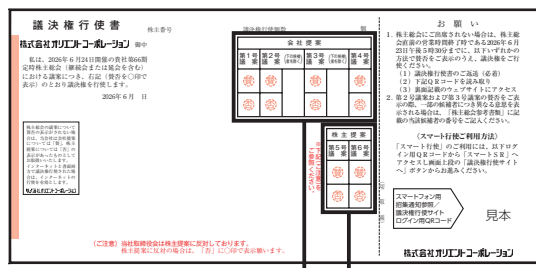
書面（郵送）による議決権行使方法のご案内

行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。

議決権行使書の記載例



- 各議案につき賛否の表示がない場合は会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 第2号議案及び第3号議案の賛否について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で、パソコン・スマートフォンの操作方法等がご不明の場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

日時

2026年 6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

当社本社3階大会議室

東京都千代田区麹町5丁目2番1

交通

鉄道 JR四ツ谷駅（麹町口）より徒歩5分
 地下鉄 東京メトロ丸ノ内線、南北線四ツ谷駅（赤坂口）より徒歩5分
 東京メトロ有楽町線麹町駅（2番出口）より徒歩5分

- 同封の「議決権行使書」を会場受付へご提出ください。
- 公共交通機関のご利用をお願いします。
- 例年開催間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
- 株主さまへのお土産をご用意しておりません。
- 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書面とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主さま1名に限ることとさせていただきます。



株主総会のライブ中継ご視聴

配信日時

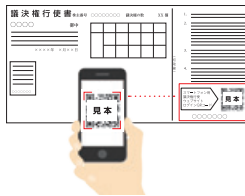
2026年 6月24日（水曜日）午前10時から株主総会終了時まで

当社ウェブサイトまたは下記URLにアクセスし、IDとパスワードをご入力ください。

QRコードからアクセスする場合（ID・パス不要）

1. スマートフォン・タブレット端末等で視聴する場合

① 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ります。



2. PC等で視聴する場合

① 以下のURLより議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力のうえ、「スマートSR」へログインしてください。



URLを入力する場合

<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>

ID：議決権行使コード※1

パスワード：（ハイフンなし）

※1 議決権行使コードは本冊子同封の議決権行使書に記載されております。

- ・株主総会ライブ中継では、ご視聴のみとなるためご質問・採決へのご参加等はできませんのであらかじめご了承ください。
- ・ご利用される機器やインターネットの通信環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

事前質問受付

受付期限

2026年 6月23日（火曜日）午後5時30分まで

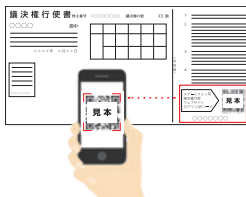
主なご質問については後日、当社ウェブサイトにてご回答いたします。

スマートフォン・タブレット端末等で入力する場合

1 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ります。

2 「スマートSR」画面の「株主総会事前質問はこちら」ボタンを押下ください。

3 「事前質問」画面に遷移します。以降は画面の案内に従ってご入力ください。



PC等で入力する場合は以下URLより議決権行使書右端の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力のうえ、「スマートSR」へログインしてください。 **スマートSR** <https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>

株主総会参考書類

議案及び参考事項

【会社提案】

第1号議案 剰余金処分の件

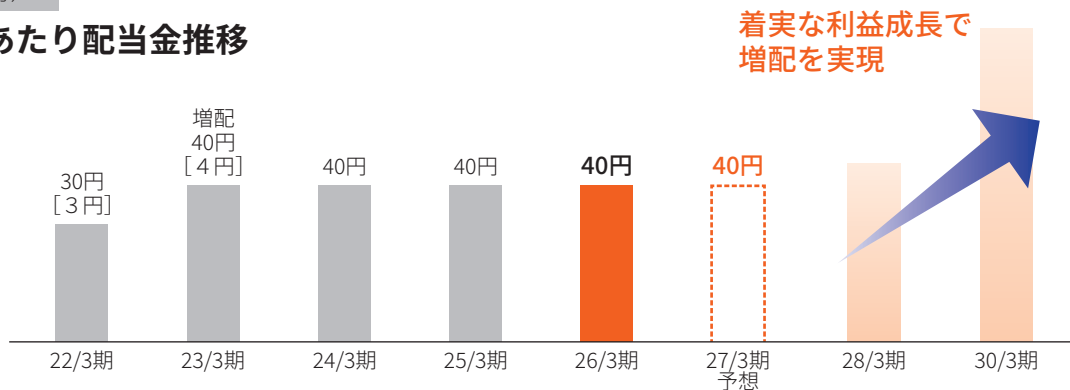
当社グループの中期経営計画における資本政策は、「財務健全性、成長投資、株主還元の最適なバランスを実現」することを基本方針としており、株主還元は「配当を基本に実施」としております。配当政策につきましては、累進配当を基本とし、連結配当性向30%から40%を目安に実施することとしております。

この方針に基づき、当社を取り巻く環境や業績の動向等を勘案し、当期末の普通株式の配当金を以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1 配当財産の種類：金銭といたします。
- 2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額：
当社普通株式1株につき 金40円 総額 6,874,605,360円
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日：2026年6月25日(木曜日)

(ご参考)

1 株あたり配当金推移



※2022年10月1日に10株を1株とする株式併合を実施しており、株式併合の影響を遡及した金額を記載しております。なお、株式併合を考慮しない金額を [] 内に記載しております。

【会社提案】



第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案にて同じ。)全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

引き続き、多様な知識や経験を持つ人材にて構成し、多様性と適正規模の両立を図った体制を維持することを目的とするものです。

本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議の内容を踏まえ監査等委員会にて検討した結果、候補者選定の手続きに特段の問題はなく、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

 : 男性  : 女性

候補者番号	氏名		現在の当社における地位・担当
1	飯盛徹夫	非執行	 取締役会長
2	梅宮真	執行	 代表取締役社長(兼)社長執行役員
3	まつ松 おか岡 ひで英 ゆき行	執行	 取締役(兼)専務執行役員 人事・総務グループ長 (兼)CX統括部担当 (兼)人事・総務グループカルチャー変革・組織開発担当
4	ば馬 ば場 かず一 あき晃	執行	 代表取締役(兼)常務執行役員 財務・経理グループ長 (兼)財務・経理グループ財務部長
5	にし西 の野 かず和 み美	社外 独立	 取締役
6	ひら平 やま山 けい景 こ子	社外 独立	 取締役
7	にし西 はた畑 とも智 ひろ博	新任 社外 独立	

候補者番号

1

い い も り て つ お
飯盛 徹夫

(1960年9月12日生)

非執行

所有する当社の株式の数

普通株式 **32,591株**

取締役在任年数

6年

当期における取締役会への出席状況

13 / 13回 (100%)




略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- | | | | |
|---------|------------------------------|---------|--|
| 1984年4月 | 現、株式会社みずほ銀行入行 | 2014年4月 | 株式会社みずほ銀行営業店業務部門長
(兼)証券・信託連携推進部担当役員 |
| 2009年4月 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ
経営企画部長 | 2016年4月 | 同行リテール・事業法人部門共同部門長 |
| 2011年4月 | 同社執行役員 | 2016年4月 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ
リテール・事業法人カンパニー
特定業務担当役員 |
| 2011年6月 | 株式会社みずほ銀行執行役員 | 2017年4月 | みずほ信託銀行株式会社取締役社長
(代表取締役) |
| 2011年6月 | 同行経営企画部長 | 2020年4月 | 当社社長執行役員 |
| 2012年4月 | 株式会社みずほコーポレート銀行
執行役員 | 2020年6月 | 当社代表取締役社長(兼)社長執行役員 |
| 2012年4月 | 同行経営企画部長 | 2025年4月 | 当社代表取締役会長(兼)会長執行役員 |
| 2013年4月 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ
常務執行役員 | 2025年6月 | 当社取締役会長(現任) |
| 2013年4月 | 同社リテールバンキングユニット長 | | |
| 2013年4月 | 株式会社みずほ銀行常務執行役員 | | |
| 2013年4月 | 株式会社みずほコーポレート銀行
常務執行役員 | | |

取締役候補者とした理由

飯盛徹夫氏は、2020年に当社代表取締役社長(兼)社長執行役員に就任し、その役位を5年務めました。2025年より取締役会長として、企業戦略の方向付けを行うとともに、業務執行に対する監督を適切に行っております。

当社経営トップとしての豊富な経験に基づく当社グループの事業及び経営課題に関する深い知見を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2	うめみや まこと 梅宮 真 (1964年12月23日生)	執行	
所有する当社の株式の数		取締役在任年数	
普通株式 4,916株		2年	
当期における取締役会への出席状況			
13 / 13回 (100%)			

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	現、株式会社みずほ銀行入行	2022年4月	同社デジタルイノベーション担当 (兼)財務・主計グループ長
2015年4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役員	2022年4月	株式会社みずほ銀行副頭取執行役員
2015年4月	株式会社みずほ銀行執行役員	2022年4月	同行デジタルイノベーション担当 (兼)財務・主計グループ長
2017年4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役常務	2023年4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役 (兼)執行役副社長(代表執行役)グループ C D O
2017年4月	同社財務・主計グループ長	2023年4月	株式会社みずほ銀行副頭取執行役員 C D O
2017年4月	株式会社みずほ銀行常務取締役	2023年4月	みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員 C D O
2017年4月	同行財務・主計グループ長	2024年4月	当社副社長執行役員
2020年4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役 (兼)執行役専務	2024年4月	当社企画グループ管掌(兼) 財務・経理グループ管掌
2020年4月	株式会社みずほ銀行副頭取執行役員	2024年6月	当社取締役副社長(兼)副社長執行役員
2020年4月	みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員	2024年11月	当社代表取締役副社長(兼)副社長執行役員
2022年4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役 (兼)執行役副社長(代表執行役)	2025年4月	当社代表取締役社長 (兼)社長執行役員(現任)

取締役候補者とした理由

梅宮真氏は、2024年4月に当社副社長執行役員に就任し、経営における重要な意思決定及び執行に携わってまいりました。また、2025年4月に代表取締役社長(兼)社長執行役員に就任して以降も、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに、業務執行全般を指揮しております。

当社経営トップとしての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3	まつおか ひでゆき 松岡 英行 (1967年12月11日生)	執行	
所有する当社の株式の数		取締役在任年数	
普通株式 19,651株		1年	
当期における取締役会への出席状況			
10 / 10回 (100%)			


略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社	2022年6月 当社人事・総務グループ長
2018年6月 当社執行役員	2025年4月 当社専務執行役員
2019年4月 当社企画グループ経営企画部長	2025年4月 当社人事・総務グループ長 (兼)業務統括部担当 (兼)企画グループカルチャー変革担当
2020年6月 当社常務執行役員	2025年6月 当社取締役(兼)専務執行役員(現任)
2020年6月 当社企画グループ副担当 (兼)企画グループ経営企画部長	2026年4月 当社人事・総務グループ長 (兼)CX統括部担当 (兼)人事・総務グループカルチャー変革・ 組織開発担当(現任)
2020年8月 当社企画グループ副担当 (兼)企画グループ経営企画部長 (兼)企画グループ経営企画部戦略企画室長	
2021年1月 当社企画グループ副担当 (兼)企画グループ経営企画部長	

取締役候補者とした理由

松岡英行氏は、当社入社以来、個品割賦及びカード・融資等の事業部門や経営企画部門等の多様な業務に従事し、現在は取締役(兼)専務執行役員として人事・総務部門を統括しております。

当社業務執行責任者として幅広い部門での豊富な知識・経験に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献ができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4	ば ば か ず あ き 馬場 一晃 (1967年8月6日生)	執行	
所有する当社の株式の数	取締役在任年数		
普通株式 16,347 株	1 年		
当期における取締役会への出席状況			
10 / 10回 (100%)			

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 当社入社	2023年4月 当社ビジネスプロモーション部門長
2018年6月 当社執行役員	2023年10月 当社ビジネスプロモーション部門長 (兼)ビジネスプロモーション部門ビジネス プロモーション企画部長
2018年10月 当社海外事業グループ海外事業部長	
2019年4月 当社海外事業グループ担当 (兼)企画グループ経営企画部事業開発室長	2024年4月 当社ビジネスプロモーション部門長
2020年8月 当社財務・経理グループ副担当 (兼)財務・経理グループ財務部長 (兼)財務・経理グループ財務部ALM室長	2025年4月 当社財務・経理グループ長
2022年4月 当社常務執行役員	2025年6月 当社代表取締役(兼)常務執行役員(現任)
2022年4月 当社コンプライアンスグループ長	2026年4月 当社財務・経理グループ長 (兼)財務・経理グループ財務部長(現任)

取締役候補者とした理由

馬場一晃氏は、当社入社以来、財務、経営企画、海外事業等の多様な業務に従事し、現在は代表取締役(兼)常務執行役員として財務・経理部門を統括しております。当社業務執行責任者として幅広い部門での豊富な知識・経験に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献ができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

にしのかずみ
西野 和美

(1968年6月9日生)

社外

独立

所有する当社の株式の数

普通株式 **3,982株**

社外取締役在任年数

7年

当期における取締役会への出席状況

9 / 13回(69%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- | | | | |
|---------|--|----------|-----------------------------|
| 1992年4月 | 現、富士フィルム株式会社入社 | 2019年6月 | 当社取締役(現任) |
| 2001年4月 | 一橋大学大学院商学研究科 助手
(特別研究生) | 2019年6月 | 古河機械金属株式会社社外取締役(現任) |
| 2002年4月 | 東京理科大学経営学部経営学科 専任講師 | 2019年12月 | 株式会社ミルテル社外取締役 |
| 2004年4月 | 同大学経営学部経営学科 専任講師
(兼)同大学大学院総合科学技術経営研究科
総合科学技術経営専攻 専任講師 | 2020年9月 | 一橋大学大学院経営管理研究科 准教授 |
| 2006年4月 | 同大学大学院総合科学技術経営研究科
総合科学技術経営専攻(現、経営学研究科
技術経営専攻)准教授 | 2022年4月 | 同大学大学院経営管理研究科 教授 |
| 2017年4月 | 一橋大学大学院商学研究科 准教授 | 2022年6月 | 株式会社牧野フライス製作所社外取締役 |
| 2018年4月 | 同大学大学院経営管理研究科 准教授
(兼)同大学保健センターセンター長
(兼)同大学学生支援センターキャリア
支援室 室長 | 2024年6月 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構 監事
(現任) |
| 2019年4月 | 同大学大学院経営管理研究科 准教授
(兼)同大学役員補佐(学生担当) | 2024年9月 | 一橋大学副学長、経営管理研究科 教授
(現任) |
- (重要な兼職の状況)
一橋大学副学長、経営管理研究科教授
古河機械金属株式会社 社外取締役
独立行政法人中小企業基盤整備機構 監事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西野和美氏は、一橋大学副学長、経営管理研究科教授として経営戦略論、技術経営論を中心とした経営学の教育、研究に従事されております。特に新事業創出やイノベーションなどの分野に関し、豊富な事例分析に基づく数多くの調査研究を重ねてこられました。

実践的な研究に基づく企業経営に関する高い見識を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立、公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

西野和美氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしております。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号 6	ひらやま けいこ 平山 景子 (1973年4月16日生)	社外	独立	
	所有する当社の株式の数	社外取締役在任年数		
	普通株式 0 株	1 年		
	当期における取締役会への出席状況			
9 / 10回 (90%)				

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- | | |
|--|---|
| 1996年4月 現、株式会社NTTドコモ入社 | 2023年1月 現、株式会社Habitto入社 マーケティングCMO (兼) 広報部門統括責任者 |
| 2005年2月 現、アマゾンジャパン合同会社入社 | 2024年1月 株式会社Blue Blossom創業者 (兼) 代表取締役 (現任) |
| 2007年5月 現、グーグル合同会社入社 | 2024年3月 当社顧問 |
| 2015年2月 同社ブランドマーケティング統括責任者 (兼) サーチマーケティング統括責任者 | 2024年5月 株式会社東京個別指導学院社外取締役 |
| 2018年5月 Uber Technologies, Inc.入社 日本マーケティング責任者 | 2025年3月 株式会社ポピンズ社外取締役 (現任) |
| 2018年9月 同社Women of Uber 日本リード | 2025年6月 当社取締役 (現任) |
| 2021年3月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社入社
マーケティング&フランチャイズ・ディベロップメントディレクター | (重要な兼職の状況)
株式会社Blue Blossom創業者 (兼) 代表取締役
株式会社ポピンズ 社外取締役 |
| 2021年9月 同社マーケティング&フランチャイズ・ディベロップメントディレクター (兼) Women BERG日本リード | |

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

平山景子氏は、株式会社NTTドコモ、アマゾンジャパン合同会社など国内外の企業において、マーケティング戦略や各種サービスの企画立案に従事され、その後グーグル合同会社やUber Technologies, Inc、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社においてマーケティングチームを統括してこられました。

マーケティング戦略と合わせてインクルージョン&ダイバーシティに関する高い見識も有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立、公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

平山景子氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしております。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号 7	にしはた ともひろ 西畑 智博 (1961年6月24日生)	新任 社外 独立	
	所有する当社の株式の数 普通株式 500株		

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 日本航空株式会社 入社	2022年6月 株式会社JALカード 代表取締役社長・CEO (現任)
2009年4月 同社国内営業部長	2022年6月 JALグループ企業年金基金 理事長 (現任)
2010年12月 同社販売統括本部 WEB販売部長	2022年12月 一般財団法人さっぽろ産業振興財団 エグゼクティブ・アドバイザー (現任)
2014年4月 同社執行役員 路線事業統括本部 旅客システム推進部担当	2024年1月 株式会社レイヤーズ・コンサルティング 顧問 (現任)
2018年7月 同社執行役員 イノベーション推進本部長	(重要な兼職の状況)
2019年4月 同社常務執行役員 イノベーション推進本部長	株式会社レイヤーズ・コンサルティング 顧問
2021年4月 同社常務執行役員 デジタルイノベーション本部長	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西畑智博氏は、日本航空株式会社にてデジタルイノベーションの推進に携わってきた経験から、デジタル分野に関する高い見識を有しております。また、株式会社JALカードでは、代表取締役社長・CEOとして経営のトップを務めてきた経験も有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立、公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

西畑智博氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしており、同氏が選任された場合、当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西野和美氏、平山景子氏及び西畑智博氏は、社外取締役候補者であります。
3. 平山景子氏の戸籍上の氏名は青木景子であります。
4. 当社は、西野和美氏及び平山景子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が取締役を選任され就任した場合、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。
- また、飯盛徹夫氏及び西畑智博氏が取締役を選任され就任した場合、当社は両氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該各候補者との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を、法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定であります。
- 同契約においては、取締役が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合等には補償を受けた費用等を返還させることなどを定める予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその業務遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金等を当該保険契約によって補填することとしております(但し、保険契約に定められた免責事由に該当するものを除きます。)。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該各候補者は当該保険契約の被保険者となります。
- なお、当該保険契約の保険料は当社が全額を負担しており、保険期間は1年間で当該期間満了前に取締役会決議のうえ、これを更新する予定であります。
7. 西野和美氏は、株式会社C1Capitalの社外取締役に就任する予定であります。
8. 平山景子氏は、2026年6月25日付でアンリツ株式会社の社外取締役に就任する予定であります。
9. 西畑智博氏は、2026年6月18日付で株式会社JALカード代表取締役社長・CEO及びJALグループ企業年金基金理事長を退任する予定であります。

【会社提案】


第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を踏まえ、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

 : 男性  : 女性

候補者番号	氏名		現在の当社における地位・担当
1	ふか かわ ゆう じ 深 澤 雄 二	非執行	 取締役(常勤監査等委員)
2	まつ い がん 松 井 巖	社外 独立	 取締役(監査等委員)
3	おがさわら ゆ か 小笠原 由 佳	社外 独立	 取締役(監査等委員)
4	こ まつ みき た 小 松 幹 太	新任 社外 独立	

候補者番号 1	ふかさわ ゆうじ 深澤 雄二 (1957年7月23日生)	非執行	
所有する当社の株式の数		取締役在任年数(監査役在任年数を含む)	
普通株式 8,403株		7年	
当期における取締役会への出席状況		当期における監査等委員会への出席状況	
13 / 13回(100%)		22 / 22回(100%)	


略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 現、株式会社みずほ銀行入行	2010年6月 当社コンプライアンスグループ担当 (兼)総務グループ担当
2005年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 広島営業部長	2014年5月 当社信用管理グループ担当
2007年4月 同行執行役員	2016年6月 当社信用管理グループ担当 (兼)総務グループ担当
2007年4月 同行コーポレートバンキング ユニット統括役員付審議役	2017年4月 当社リスク管理グループ担当
2007年4月 当社顧問	2019年6月 当社常勤監査役
2007年6月 当社常務執行役員	2022年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)
2007年6月 当社営業本部顧客営業推進グループ担当	

監査等委員である取締役候補者とした理由

深澤雄二氏は、2007年に当社常務執行役員に就任し、これまでカード・融資事業、コンプライアンス、加盟店管理、リスク管理などさまざまな部門を統括してこられました。また、2019年からは当社監査役として、2022年からは当社監査等委員である取締役として、その役割及び責務を適切に果たしてこられました。

メガバンク及び当社における多様な知見と豊富な経験を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保への貢献が期待できると判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2	まつい がん 松井 巖 (1953年12月13日生)	社外 独立	
所有する当社の株式の数	社外取締役在任年数(監査役在任年数を含む)		
普通株式 8,635株	9年		
当期における取締役会への出席状況	当期における監査等委員会への出席状況		
12 / 13回 (92%)	21 / 22回 (95%)		

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 検事任官	2018年6月 長瀬産業株式会社社外監査役(現任)
2003年7月 横浜地方検察庁刑事部長	2018年6月 東鉄工業株式会社社外監査役(現任)
2005年1月 東京地方検察庁特別公判部長	2018年6月 グロープライド株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)
2006年4月 東京地方検察庁刑事部長	2020年3月 株式会社電通グループ社外取締役
2007年10月 大津地方検察庁検事正	2022年3月 株式会社電通グループ社外取締役(監査等委員)
2009年7月 名古屋高等検察庁次席検事	2022年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)
2010年10月 大阪高等検察庁次席検事	2023年3月 株式会社電通グループ社外取締役(現任)
2012年6月 最高検察庁刑事部長	(重要な兼職の状況)
2014年1月 横浜地方検察庁検事正	新丸の内総合法律事務所 所属弁護士
2015年1月 福岡高等検察庁検事長	長瀬産業株式会社 社外監査役
2016年11月 日本弁護士連合会弁護士登録(東京弁護士会所属)	東鉄工業株式会社 社外監査役
2016年11月 現、新丸の内総合法律事務所(現任)	グロープライド株式会社 社外取締役(監査等委員)
2017年6月 当社監査役	株式会社電通グループ 社外取締役


監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松井巖氏は、検察官として高等検察庁検事長など検察の枢要部門を歴任され、検事退官後は弁護士として活躍されております。また、2017年から当社監査役として、2022年からは当社監査等委員である取締役として、その役割及び責務を適切に果たしてこられました。

法曹界における豊富な経験と高い見識を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保への貢献が期待できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

松井巖氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしております。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号 3	おがさわら ゆか 小笠原 由佳 (1975年11月10日生)	社外 独立		
所有する当社の株式の数	普通株式 768株	社外取締役在任年数		2年
当期における取締役会への出席状況	13 / 13回 (100%)	当期における監査等委員会への出席状況		22 / 22回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- | | |
|--|---|
| 1999年4月 現、株式会社国際協力銀行入行 | 2023年4月 株式会社藤村総合研究所 取締役(現任) |
| 2005年9月 ベイン・アンド・カンパニー | 2024年6月 株式会社RYODEN 社外取締役(現任) |
| 2009年12月 独立行政法人国際協力機構 主任調査役 | 2024年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) |
| 2019年4月 現、一般財団法人社会変革推進財団
インパクトオフィサー | (重要な兼職の状況) |
| 2022年5月 Rennovater株式会社 社外監査役(現任) | Rennovater株式会社 社外監査役 |
| 2022年6月 日清食品ホールディングス株式会社
社外取締役(現任) | 日清食品ホールディングス株式会社 社外取締役
株式会社藤村総合研究所 取締役
株式会社RYODEN 社外取締役 |

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小笠原由佳氏は、政府系金融機関、外資系コンサルティング会社、独立行政法人、一般財団法人等の行政・民間・公益という異なる3セクターにおいて、国際金融業務、民間公益活動、海外支援業務、社会へのインパクト投資等の業務に携わってこられました。

経営及びコンサルティング分野における豊富な経験と多様な知見を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保への貢献が期待できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

小笠原由佳氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしております。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号

4

こまつ みきた
小松 幹太

(1962年10月12日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式の数

普通株式 **10,000**株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	大和証券株式会社 (現、株式会社大和証券グループ本社) 入社	2016年4月	大和証券株式会社専務取締役財務担当 (兼)海外副担当
2005年10月	株式会社大和証券グループ本社財務部長	2016年6月	株式会社大和証券グループ本社 取締役専務執行役CFO(兼)海外副担当
2008年10月	大和証券SMB Cヨーロッパ・リミテッド (ロンドン)取締役社長COO	2020年4月	同社取締役(兼)執行役副社長 ホールセール部門副担当
2010年4月	大和証券キャピタル・マーケット株式会社 執行役員国際企画担当	2020年4月	大和証券株式会社代表取締役副社長 グローバル・マーケット本部長
2011年4月	株式会社大和証券グループ本社執行役員 財務担当	2020年6月	株式会社大和証券グループ本社 執行役副社長 ホールセール部門副担当
2011年4月	大和証券株式会社執行役員財務担当	2022年4月	大和アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長
2013年4月	株式会社大和証券グループ本社 常務執行役CFO (兼)企画副担当(兼)海外副担当	2025年4月	同社顧問
2013年4月	大和証券株式会社常務執行役員財務担当	2026年3月	同社顧問退任
2016年4月	株式会社大和証券グループ本社 専務執行役CFO (兼)海外副担当		

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小松幹太氏は、大和証券グループ各社にて、CFOや財務担当を務め、財務・会計に関する知見を有しているほか、株式会社大和証券グループ本社では取締役専務執行役や取締役兼執行役副社長を歴任し、企業の経営に携わってこられました。

財務会計や企業経営に関する豊富な知見を有していることから、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保への貢献が期待できると判断し、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

小松幹太氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしており、同氏が選任された場合、当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小笠原由佳氏の戸籍上の氏名は藤村由佳であります。
3. 当社は、松井巖氏及び小笠原由佳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が監査等委員である取締役を選任され就任した場合、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。
- また、深澤雄二氏及び小松幹太氏が監査等委員である取締役を選任され就任した場合、当社は両氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、各候補者が監査等委員である取締役を選任され就任した場合には、当該各候補者との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を、法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定であります。
- 同契約においては、監査等委員である取締役が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合等には、補償を受けた費用等を返還させることなどを定める予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその業務遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求をされた場合、損害賠償金等を当該保険契約によって補填することとしております(但し、保険契約に定められた免責事由に該当するものを除きます。)。各候補者が監査等委員である取締役を選任され就任した場合には、当該各候補者は当該保険契約の被保険者となります。
- なお、当該保険契約の保険料は当社が全額を負担しており、保険期間は1年間で当該期間満了前に取締役会決議のうえ、これを更新する予定であります。
6. 小笠原由佳氏が社外取締役として在任している日清食品ホールディングス株式会社において、同社の完全子会社である日清食品株式会社が、2024年8月22日、独占禁止法の規定(再販売価格の拘束)に違反するおそれがある行為を行っているとして、公正取引委員会から警告を受けました。
- 同氏は、日清食品株式会社における当該行為を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立ち、グループ全体における注意喚起を行ってまいりました。
- また、当該行為の判明後は、原因究明及び再発防止の実効性に資する提言を行うなど、再発防止に努めております。

【会社提案】

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を踏まえ監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

にしはた ともひろ 西畑 智博 (1961年6月24日生)	社外 独立	
所有する当社の株式の数		
普通株式	500株	

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	日本航空株式会社入社	2022年6月	株式会社JALカード 代表取締役社長・CEO (現任)
2009年4月	同社国内営業部長	2022年6月	JALグループ企業年金基金 理事長 (現任)
2010年12月	同社販売統括本部 WEB販売部長	2022年12月	一般財団法人さっぽろ産業振興財団 エグゼクティブ・アドバイザー (現任)
2014年4月	同社執行役員 路線事業統括本部 旅客システム推進部担当	2024年1月	株式会社レイヤーズ・コンサルティング 顧問 (現任)
2018年7月	同社執行役員 イノベーション推進本部長		(重要な兼職の状況)
2019年4月	同社常務執行役員 イノベーション推進本部長		株式会社レイヤーズ・コンサルティング 顧問
2021年4月	同社常務執行役員 デジタルイノベーション本部長		

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西畑智博氏は、日本航空株式会社にてデジタルイノベーションの推進に携わってきた経験から、デジタル分野に関する高い見識を有しております。また、株式会社JALカードでは、代表取締役社長・CEOとして経営のトップを務めてきた経験も有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保への貢献が期待できると判断し、新たに補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

西畑智博氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 西畑智博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西畑智博氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
なお、西畑智博氏は、第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
3. 当社は、西畑智博氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結又は継続する予定であります。
4. 当社は、西畑智博氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を、法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定であります。
同契約においては、取締役が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合等には、補償を受けた費用等を返還させることなどを定める予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその業務遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金等を当該保険契約によって補填することとしております(但し、保険契約に定められた免責事由に該当するものを除きます。)。西畑智博氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
なお、当該保険契約の保険料は当社が全額を負担しており、保険期間は1年間で当該期間満了前に取締役会決議のうえ、これを更新する予定であります。
6. 西畑智博氏は、2026年6月18日付で株式会社JALカード代表取締役社長・CEO及びJALグループ企業年金基金理事長を退任する予定であります。

(ご参考)

- ・取締役会が取締役(監査等委員である取締役を除く。)・監査等委員である取締役候補の指名を行うにあたっての方針
 1. 当社取締役会は、当社の事業内容、規模、経営環境等を考慮のうえ、取締役会の機能の発揮に貢献できる知識・経験と資質を有する取締役で構成し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性及び適正規模の両立を図ることを基本方針とする。
 2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の指名にあたっては、社内取締役については、当社の業務に関する高度な専門知識を有し、かつ経営判断能力及び経営執行能力に優れていることを要件とする。また社外取締役については、豊富な企業経営経験、又はリテール金融、経済、企業経営、法務、財務、会計等の専門知識、又はその他企業経営を取り巻く事象に深い知見を有すること等を要件とする。
 3. 監査等委員である取締役候補者については、公正かつ客観的立場から業務執行状況を監査するのに必要な、事業知見、財務・会計、ガバナンス、リスク管理、法務、コンプライアンス等に関する知識・経験を有すること等を要件とする。
 4. 取締役会のスキルセットはスキルマトリックスに記載し、偏りのない人材を取締役候補者として指名するよう努める。
 5. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の選任は、上記2. を踏まえ、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会にて審議のうえ、監査等委員会の審議を経て取締役社長が取締役会に提案し、取締役会が候補者を決定する。
 6. 監査等委員である取締役候補者の選任は、上記3. を踏まえ、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会にて審議のうえ、監査等委員会の同意を経て取締役社長が取締役会に提案し、取締役会が候補者を決定する。

・社外取締役の独立性に関する判断基準

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断する際には、次のいずれにも該当しないことを要件とする。

1. 現在及び最近10年間のいずれかの時期において、当社又は当社の親会社、兄弟会社、子会社の業務執行取締役、執行役員、執行役員、支配人その他の使用人(以下、「業務執行者」という)及び親会社の業務執行者でない取締役
2. 当社又は当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の取引先のうち、直近3事業年度のいずれかにおける年間取引額が当社の連結売上高(※)又は当該取引先の連結売上高の2%を超える企業等の現在及び最近3年間の業務執行者(※)連結売上高：当社の場合、連結営業収益
3. 当社グループが借入れを行っている金融機関のうち、その借入金残高が直近の事業年度末において当社の連結総資産若しくは連結調達残高の2%又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関の業務執行者
4. 直近の当事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主(当該株主が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者又は業務を執行する社員若しくは理事その他これらに準じる者をいう)
5. 当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士の専門家において、当該財産を得ている者が個人の場合には、直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体の場合には、当該団体の直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上又は当該団体の連結総売上高の2%以上のいずれか高い金額を得ている者
6. 当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている者(その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者をいう)
7. その他、当社的一般株主との間で、上記各号にて考慮されている事由以外の理由で恒常的に実質的な利益相反の生じるおそれがあると当社が判断した者
8. 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる者(使用人のうち、重要ではない者を除く)の近親者(配偶者又は二親等以内の親族)
 - (1)上記1. から7. までの掲げる者
 - (2)当社グループの業務執行者及び業務執行者でない取締役

コーポレート・ガバナンス

1. 基本的な考え方

当社は、存在意義や使命としての「パーパス」ならびに大切にする価値観である「バリュー」をグループ共通の「理念」とし、それを踏まえた「我々の想い」を定めています。また、理念に基づき、社会・ステークホルダーへの基本的な向き合い方を明確化した「オリコがめざすサステナビリティ」を掲げています。

【パーパス】

その夢の、一歩先へ
Open the Future with You

【バリュー】

正しさを求める 信頼を育む
未来を想う 挑戦を楽しむ

【我々の想い】

わたしたちはこれまでも、時代のニーズに合わせた安心・安全・便利な金融サービスを提供してきました。これからめざすのは、目まぐるしく変化する不確実な時代においても、お客さま一人ひとりのいまと未来に親身に寄り添い、真摯に向き合い、時には熱意を持ってリードする、そうした信頼されるパートナーであり続けること。

そのためにわたしたちは、お客さまや社会の未来を想像し、そこから新たな価値を創造することに挑み続けます。

その夢の、一歩先へ。あなたとともに。

【オリコがめざすサステナビリティ】

私たちは、「その夢の、一歩先へ」というパーパスを掲げています。これには、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまのパートナーとして、一人ひとりのいまと未来に親身に寄り添い、真摯に向き合い、時には熱意をもってリードするという私たちの想いが込められています。

私たちがめざすのは、誰もが豊かな人生を実現できる持続可能な社会。イノベーションの力で様々な社会課題を解決し、未来の世代へと継承していきたいと考えています。

そのために、私たちは信頼されるパートナーとして、すべての企業活動を通じて社会に貢献し、社会価値と企業価値の両立を追求してまいります。

■コーポレート・ガバナンスの基本方針

1. コーポレート・ガバナンスへの基本的な考え方

当社は、当社グループの存在意義・使命である「パーパス」、大切にする価値観である「バリュー」をグループ共通の「理念」とし、それを踏まえた「我々の想い」を定めています。

当社は、この「理念」に込めた想いを踏まえ、株主やお客さまをはじめとする投資家、ビジネスパートナー、地域社会、従業員といったさまざまなステークホルダーの期待と信頼に応え、持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値の向上をめざしていきます。

当社において、コーポレート・ガバナンスとは、上記を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであり、中長期的かつ持続的な収益性・資本効率の向上に向けた当社の戦略策定・遂行を円滑に支える重要な経営基盤と考えています。

当社は、プライム市場上場会社として、ステークホルダーからの信頼性の高いガバナンス体制をめざし、コーポレート・ガバナンスの実効性向上に向けて不断の取り組みを行ってまいります。

2. 企業統治システム

- (1) 当社は、急激な環境変化等の中、機動性の高い戦略策定、スピード感ある施策遂行とモニタリング等の必要性に鑑み、取締役会の戦略策定と監督機能、業務執行の機動性を両立させるべく、経営の執行と監督の分離を強化します。
当社は、戦略策定と監督機能を重視した取締役会とするために有効なコーポレート・ガバナンス体制である「監査等委員会設置会社」を採用します。
- (2) 取締役会は、戦略策定と監督機能を重視し、業務執行を統括する取締役社長に業務執行の権限を最大限委任します。また、取締役会は「内部統制システムの基本方針」を定め、内部統制システムの運用状況の適切性を監督していきます。
- (3) 取締役会は、その責務である戦略策定と監督機能の実効性を高めていくため、取締役の知見・経験等のバランスと多様性及び適正規模の両立をさせる一方、業務執行取締役と非業務執行取締役の構成を最適なものとしていきます。なお、非業務執行取締役のうち独立社外取締役は、必要な知見・経験に加え、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たす者とします。
- (4) 取締役会は、その責務である取締役候補の選任、取締役社長及び経営陣幹部の選解任について、後継者計画であるサクセッションプランも含め審議する等透明性・実効性を高めていきます。
- (5) 監査等委員会は、法令等に沿って全員が非業務執行取締役かつ過半数を独立社外取締役とする構成とし、「監査等委員会監査基準」を定め、業務執行の適法性や妥当性を監査していきます。

3. 株主の権利・平等性の確保

- (1) 当社は、株主の権利を尊重し株主が適切に権利行使できる環境を整備します。
- (2) 当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下、「MHFG」という)及びそのグループ会社という主要株主かつ重要なビジネスパートナーを有する当社の特性を踏まえ、主要株主からの独立性と株主共同の利益保護を重視します。そのため取締役会にて必要な体制を整備し、少数株主保護に関する監督機能の実効性を高めていきます。
※当社は、MHFGの持分法適用会社です。

4. ステークホルダーとの適切な協働

- (1) 当社は、持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値向上の基礎となるオリコグループの「理念」を踏まえ、お客さまの満足と信頼を得るため、お客さまを第一と考えお客さまに対して誠実かつ公正な対応に努めます。またビジネスパートナー（加盟店、提携先、委託先等）を尊重し、相互信頼及び共存共栄をめざします。
- (2) 当社は、ビジネスパートナーであるMHFG及びそのグループ会社との連携・協業を当社の強みとして、相互信頼及び共存共栄の考えを踏まえ積極的に連携・協業していきます。
- (3) 当社は、持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値の向上に向けて、サステナビリティを経営の上位概念と位置づけて事業運営を推進していきます。また当社の人財は当社の貴重な財産であり、人財戦略を定め多様な中核人材を育成・確保していきます。

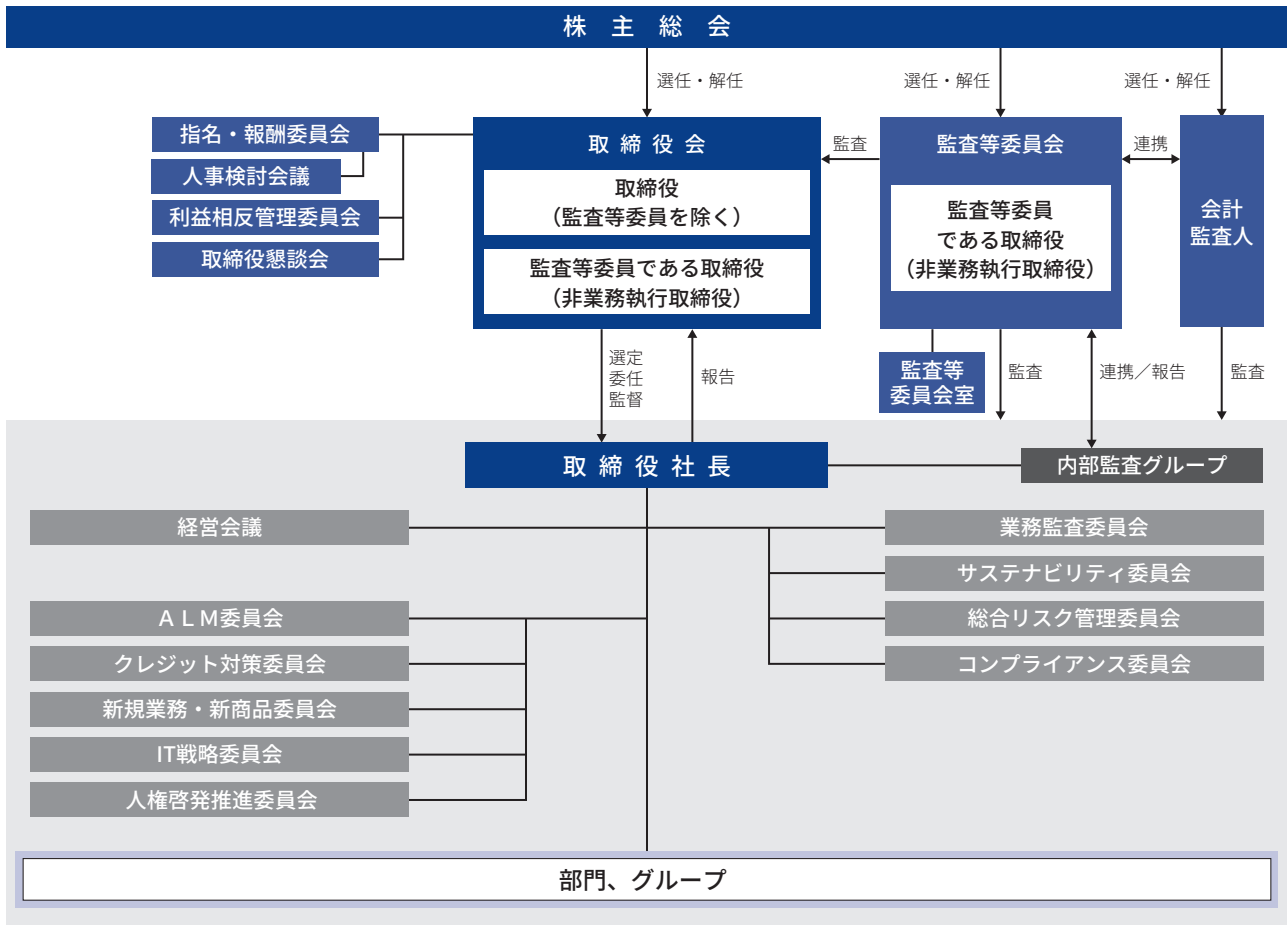
5. 適切な情報の開示と透明性の確保

- (1) 当社は、「情報開示統制の基本方針」を定め、財務情報及び非財務情報を適切に開示する体制を構築します。
- (2) 当社は、適切な情報の開示と透明性の確保のため、財務情報や非財務情報について、法令に基づく開示のみならず、法令に基づく開示以外の情報提供にも積極的に取り組みます。

6. 株主との建設的対話

- (1) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主と建設的な対話を行っていきます。
- (2) 当社は、株主と建設的な対話のため、当社Webサイトにて積極的な情報開示を行っていく一方、IR活動を充実させていきます。

【コーポレート・ガバナンス体制】



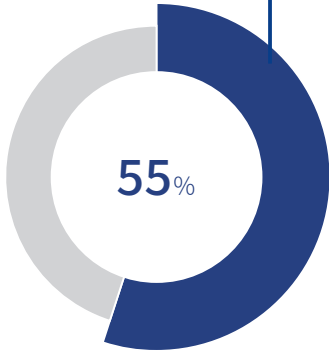
(ご参考)

取締役会及び各委員会の独立社外取締役構成比

●: 独立社外取締役 ●: 社内取締役 2026年4月1日現在

取締役会

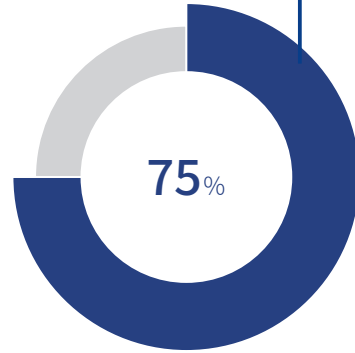
独立社外取締役比率



6名/11名

監査等委員会

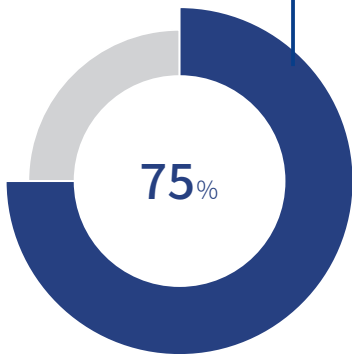
独立社外取締役比率



3名/4名

指名・報酬委員会

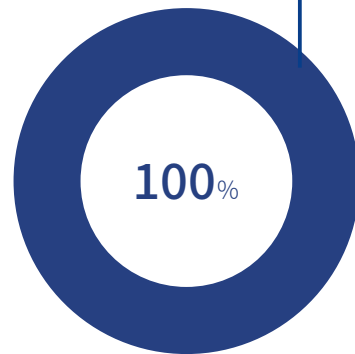
独立社外取締役比率



3名/4名

利益相反管理委員会

独立社外取締役比率



3名/3名

取締役会スキル・マトリックス

当社の取締役会が備えるべきスキル

当社は、中期経営計画で掲げている「オリコならではの金融モデルの確立」、すなわち「マテリアリティ(重要課題)解決を起点とした、オリコの代名詞となる競争優位性のある事業基盤の確立」を実現すべく、取締役会が備えるべき8項目のスキルを定めています。

取締役会による戦略策定と監督機能を重視し、下表スキル・マトリックスに示すとおり、知識・経験・能力等(スキル)のバランスと多様性及び適正規模の両立を図っています。

第2号議案及び第3号議案が承認可決された後の取締役の構成

●：男性 ○：女性

		独立社外取締役	業務執行取締役	性別	在任年数	①経営	②営業戦略・マーケティング	③IT・AI・デジタル	④財務・会計	⑤リスク管理・法務・コンプライアンス	⑥サイバーセキュリティ・事業継続	⑦人財・組織	⑧サステナビリティ
監査等委員でない取締役	1	飯盛徹夫 ※1		●	6年	○	○		○	○	○	○	
	2	梅宮真	○	●	2年	○		○	○	○	○	○	
	3	松岡英行		○	●	1年				○		○	○
	4	馬場一晃		○	●	1年		○	○	○			
	5	西野和美	○		○	7年		○				○	○
	6	平山景子	○		○	1年		○	○			○	
	7	西畑智博	○		●	0年	○	○	○		○	○	
監査等委員である取締役	8	深澤雄二		●	7年※2				○	○	○		
	9	松井巖	○	●	9年※2					○		○	○
	10	小笠原由佳	○	○	2年		○		○				○
	11	小松幹太	○	●	0年	○	○		○	○	○		

※1 取締役会議長

※2 監査役と取締役(監査等委員)の在任年数を合算しております。

※3 上記の一覧表は、各氏の有するすべてのスキル・経験を表すものではありません。

第5号議案及び第6号議案は、株主様2名からのご提案によるものであります。

以下の第5号議案及び第6号議案に係る議題、提案の内容及び提案の理由は、一部形式的な調整を加えておりますが、2026年4月15日付で提案株主様から提出された株主提案書(以下、提案株主様らから受領した株主提案を「本株主提案」といいます。)の原文のまま記載しております。

提案の内容

以下の1.及び2.の議案(以下「定款変更議案」という。)については、定款変更議案及び本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決または否決により、定款変更議案として記載した各章または各条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/MIZUHO-ORICO/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は単体と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

提案する議案

1. 取締役による潜在的利益相反株式の保有開示に係る定款変更の件
2. 取締役会議長の選任に係る定款変更の件

【株主提案】

第5号議案 取締役による潜在的利益相反株式の保有開示に係る定款変更の件

1. 提案の内容

本議案は、当社の発行済株式総数の48%(自己株式を除く。)を保有する株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」という。)以外の当社株主(以下「少数株主」という。)を保護することを企図し、みずほ銀行の完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「みずほFG」という。)に関する当社取締役による株式保有状況を明らかにするため、現行の定款に以下の条文を新設するものである。

第4章 取締役及び取締役会

(支配株主グループ株式保有の開示)

第32条 当社は、当社の取締役選任議案を株主総会に提出する場合、株主総会参考書類における取締役選任議案の注記事項として、取締役候補者による申告に基づき、当該取締役候補者が株式会社みずほフィナンシャルグループの株式を保有するか否か、保有する場合は保有する株式数を開示する。

2. 前項の場合において、当該取締役候補者が当会社に対し、株式会社みずほフィナンシャルグループの株式保有の有無および保有する株式数に関する申告を拒否し、又は相当期間内に申告しないときは、当会社は、その旨を開示することをもって前項の開示に代えることができる。

2. 提案の理由

みずほFGは、当社議決権の約48%を保有するみずほ銀行の完全親会社であり、当社の少数株主とみずほFGの間には構造的な利益相反リスクが存在する。このような状況下、当社取締役がみずほFG株式を保有している場合、当該取締役がみずほFGの株主という個人的な立場を優先し、当社の少数株主の利益を害することが懸念される。

したがって、当社の取締役候補は、選任に際してみずほFG株式の保有状況を開示のうえ、株主の判断を仰ぐべきである。

なお、提案株主は、本提案に先立ち飯盛徹夫会長および梅宮真代表取締役社長に対してみずほFG株式の保有状況を確認してその売却を求めたが、飯盛会長は保有状況について回答を拒否し、梅宮社長は保有を認めたくうえで、売却は困難と回答した。

当社取締役がみずほFGの株主との個人的立場を優先するおそれを可及的に防ぐため、少なくとも、今後の取締役候補者はみずほFG株式の保有状況を開示するべきである。

取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社取締役会は、以下の理由から本議案に対し反対いたします。

当社には株式会社東京証券取引所が定める支配株主はおりませんが、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「みずほFG」といいます。）及びその連結子会社（以下、総称して「大株主」といいます。）の合計で約49%の出資を受けております。

このような現況下、当社では、以下の体制で大株主と少数株主との利益相反の防止と少数株主保護に努めております。

- ①取締役会の監督機能を強化するべく「コーポレート・ガバナンス規程」にて取締役会の過半数を原則非業務執行取締役とする旨規定したうえで、現在取締役会の過半数を独立社外取締役で構成しています。
- ②「コーポレート・ガバナンスの基本方針」にて株主共同の利益保護を明確に掲げ、利益相反管理委員会を設置して大株主との重要取引を審議しています。これにより適正な取引条件の維持と独立性の確保を図っています。
- ③原則として年1回、取締役、執行役員及び主要株主との取引に関する調査を実施し、利益相反管理委員会及び取締役会に報告しています。法令等に従った適切な開示も行い取締役会の意思決定の公正性を確保しています。
- ④経営計画等当社の意思決定を行うプロセスにおいて大株主の事前承認を要する等の関与はなく、独立性は十分に確保しています。

加えて、提案株主が指摘するような当社取締役がみずほFG株式を保有することによるインセンティブの歪みは現在生じておらず、かつ、上記①乃至④の体制が有効に機能することで今後生じるおそれもないと考えております。

また、そもそも定款は、株主総会の決議によって事業目的や機関設計等、会社の基本的な枠組みを定めるものであり、法令上の義務ではない特定の事項に関する開示について定款に定めることは、機動的かつ柔軟な経営判断・業務執行を損なうおそれがあるため馴染まないものです。

この点、当社としては、当該利益相反に関する開示については、当社における大株主との利益相反に対する監督が当社の経営状況・ガバナンス構造や大株主との関係性等を踏まえた必要かつ十分な利益相反監督体制を構築・運用し、その実効性を継続的に向上させることによって行われていることについて株主の皆様に説明することが適切であると考えております。

したがって、当社の大株主と少数株主との間に存在する潜在的な利益相反に関する開示に関して、株主総会参考書類において取締役候補者による大株主の株式保有状況を開示することを定款に定めることは、当社における適切な開示方法の選択を制限することになり、会社の根本規則という定款の性質にそぐわないものと判断しております。

以上のことから、当社は、大株主と少数株主との間に存在する潜在的な利益相反に関して、本株主提案のように定款に個別の開示規定を設ける本議案に対し、反対いたします。

【株主提案】

第6号議案 取締役会議長の選任に係る定款変更の件

1. 提案の内容

本議案は、取締役会議長を社外取締役から選任するため、現行の定款第24条を以下の通り変更するものである。

現行定款

第4章 取締役及び取締役会(取締役会の招集者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会にてあらかじめ定められた取締役がこれを招集し、議長となる。

2.前項に従い定められた取締役に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

変更案(下線は変更部分を示す)

第4章 取締役及び取締役会(取締役会の招集者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会にてあらかじめ定められた社外取締役がこれを招集し、議長となる。

2.前項に従い定められた取締役に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の社外取締役が取締役会を招集し、議長となる。社外取締役全員に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、社外取締役以外の取締役が議長となる。

2. 提案の理由

取締役会の中立性及び監督機能を確保するためには、業務執行から独立し、経営陣と距離を保つ者が議長を務めることが望ましい。当社は、2025年4月1日付で飯盛徹夫氏を代表取締役会長とし、同年6月25日付定時株主総会において定款を変更し、会長が取締役会議長を務め得る体制とし、実際に同氏が議長に就任している。このように前社長かつ現取締役である飯盛氏が議長を務めて多大な影響力を維持するのでは、取締役会の中立性及び監督機能が妨げられる。さらに、飯盛氏は社長時代に中期経営計画の未達を繰り返し、同氏社長任期中の当社の株価はマイナス34%、経常利益は225億円から123億円まで低下しており、本来は経営責任を取り取締役を退任すべきである。

飯盛氏が当社にて取締役会議長を担うのは不適切であり、社外取締役が取締役会議長を務めることが当社のガバナンス向上に資するため、取締役会議長は社外取締役から選任すべきである。

取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社取締役会は、以下の理由から本議案に対し反対いたします。

当社定款では取締役会議長を「取締役会にてあらかじめ定められた取締役」と規定しており、現行の取締役会は非業務執行取締役である取締役会長が議長を務めております。現在取締役会は過半数が独立社外取締役により構成され、加えて、監査等委員(4人のうち3人が独立社外取締役)が厳格に経営を監査し、取締役会の監督の基盤を作っています。さらに、毎年取締役会の実効性評価を行い、必要に応じて改善措置を講じることで監督機能の強化に努めております。

また、当社としては、取締役会において実効的なアジェンダ設定と事業リスク等を踏まえた建設的な議論を行うためには、取締役会議長が法的規制(割賦販売法、貸金業法等)や与信・債権回収などに関する高度な知見を有することに加え、信販業、貸金業、金融保証等を併営する当社の複雑な事業特性を十分に理解していることが必要であると考えます。さらに、企業統治の基本原則などに精通していることはもとより、多数のステークホルダーとの長年の関係等を知悉し、適切なガバナンスを実現できる広い視野や経営戦略・事業内容の理解など多様な資質を持っていることも重要であると考えます。

この点、企業経営に関する多面的な経験を有し、かつ当社の事業に精通している飯盛徹夫氏(以下「飯盛氏」といいます。)が非業務執行取締役である取締役会議長として、業務執行から離れた客観的立場で会社のモニタリングや監督を行う現在の体制は、取締役会を実質的な戦略やリスクを議論する場にするとともに、取締役会の監督機能の実効性の確保と適切な議案選定・議事進行を両立させることを可能とし、取締役会において「監督機能の実効性確保」と「適切な議案選定と密度の高い議事進行」を両立せしめていると考えております。

他方、本議案の提案理由は、前社長である飯盛氏が議長を務めることにより取締役会の中立性及び監督機能が阻害されると指摘しています。しかし、前述のとおり、取締役会の過半数を占める独立社外取締役や監査等委員会による厳格な経営チェック体制が確立されていることに加え、当社では、毎年、取締役会の監督機能の向上に向けて取締役会の実効性評価を行っていますが、その中でも飯盛氏は、議長の役割を適切に遂行していると評価されております。これらの事情を考慮すれば、議長が前社長であることが取締役会の中立性や監督機能を損なうものではないことは明らかであると考えます。

また、本議案の提案理由は、飯盛氏の社長在任中に中期経営計画の未達が繰り返された点に言及しております。当社としては、これらの経営上の課題を真摯に受け止め、事業構造改革をはじめとする企業価値向上に向けた取組みを一層強化していく所存です。

一方で飯盛氏は、信託銀行の社長等それまでの企業経営に関する多面的な経験に加え、社長在任時において経営環境の変化を踏まえたガバナンス体制の強化やリスク管理の高度化を推進し、継続的な信用格付けの向上などを通じて経営基盤の強化に大きく寄与してまいりました。それらは現在の企業価値向上の取組みに大きく寄与しており、当社の持続的成長の為の基盤となっているものと評価しております。そして、飯盛氏が厳しい環境下での経営経験を活かし、非業務執行取締役である取締役会議長として監督側の立場から適切な役割を果たすことは、当社のガバナンスの実効性向上及び安定的経営に資するものであると考えております。

なお、当社は、最適なガバナンス体制は事業環境や事業戦略の変化に応じて柔軟に見直すべきものと認識しています。したがって事業構造の変化、取締役会の構成の変化などがあれば、社外取締役の取締役会議長就任を否定するものではありません。但し、取締役会議長を社外取締役に限定する旨を定款に盛り込むことは、議長の選任をかえって硬直化させ、その時々状況に応じた取締役会運営の柔軟性を損なうおそれがあり、適切でない判断し、本議案に反対いたします。

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の業績

営業収益 **2,476** 億円

前期比 **1.0%**増加 ↗

営業利益 **144** 億円

前期比 **17.0%**増加 ↗

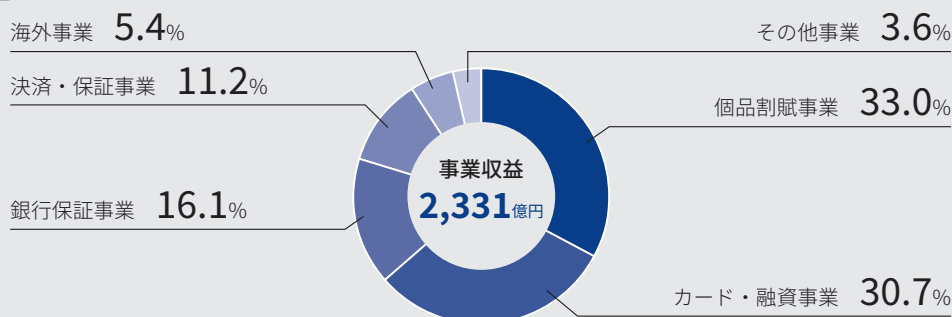
経常利益 **144** 億円

前期比 **17.0%**増加 ↗

親会社株主に帰属
する当期純利益 **128** 億円

前期比 **7.6%**減少 ↘

事業収益構成比



当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種経済政策の効果により、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇の継続による個人消費の下押しに加え、市場金利の上昇に伴う経済への影響が懸念され、景気の先行きについては不透明感が残る状況となっております。また、中東情勢をはじめとする地政学的リスクの動向や、金融資本市場の変動、米国の通商政策をめぐる動向など、国内外の経済政策の先行きも不透明であり、これらが各国経済及び金融市場に与える影響については、引き続き十分注視していく必要があるものと認識しております。

このような状況のなか、当社グループは社会課題の解決と企業価値の向上を基本方針として、「10年後のめざす社会・めざす姿」を再定義したうえで、最終年度の到達点を「オリコならではの金融モデルの確立」とする5カ年の中期経営計画をスタートいたしました。

2026年3月期につきましては、中期経営計画初年度の重要な期として、事業構造改革に取り組み、捻出された経営資源を成長領域に振り向けるとともに、競争優位性のある事業基盤を固めることに注力してまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、以下のとおりであります。

営業収益につきましては、決済・保証事業、銀行保証事業の伸長等により、2,476億円(前年差23億円増加)となりました。

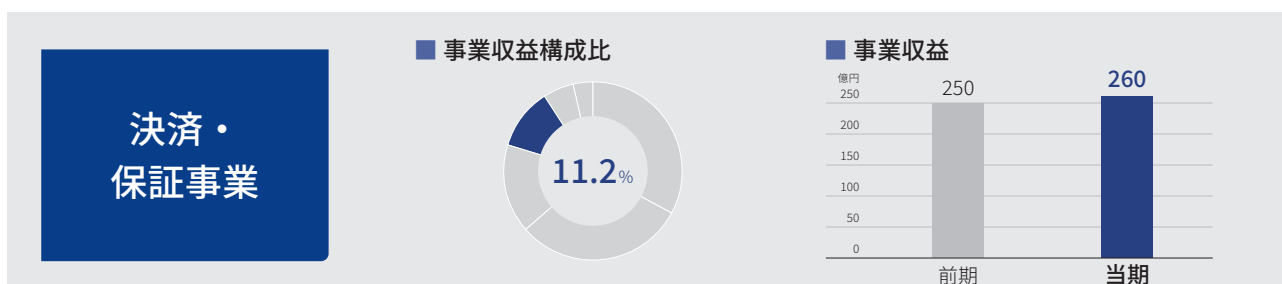
なお、事業別の詳細につきましては「各事業の状況」に記載しております。

営業費用につきましては、金利上昇の影響により金融費用が増加した一方で、海外事業における貸倒関係費が減少したことで、2,331億円(前年差2億円増加)となりました。

以上の結果、経常利益は144億円(前年差21億円増加)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、128億円(前年差10億円減少)となりました。

なお、当期における普通株式の期末配当金につきましては、期初配当予想のとおり1株当たり40円とさせていただき予定としております。

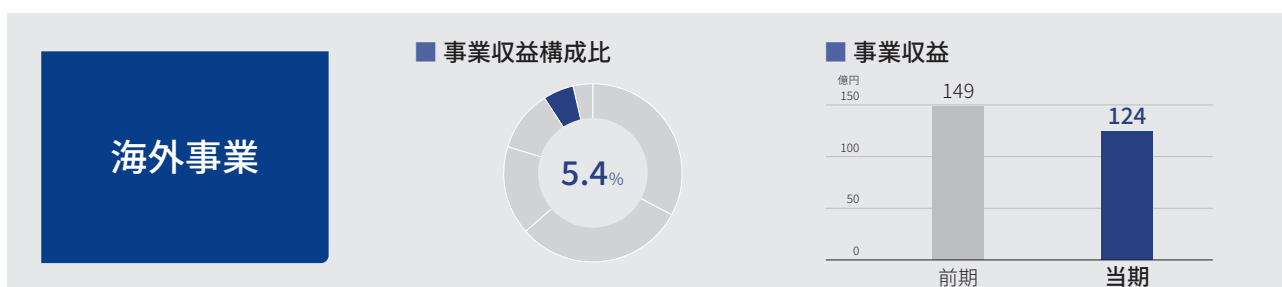
次に各事業の状況をご報告申し上げます。



決済・保証事業につきまして、家賃決済保証は、単身世帯数の増加や住宅価格の高騰による賃貸志向の向上等を背景に需要は底堅く、電子申込による利便性向上や首都圏エリアにおける営業力強化等も寄与し、取扱高は前年差で増加しました。

売掛金決済保証では、既存加盟店の取扱高伸長に加え、株式会社みずほ銀行との連携強化により新規提携社数が順調に拡大した結果、取扱高は前年差で増加しました。

この結果、決済・保証事業の事業収益は、260億円(前年比3.9%増加)となりました。

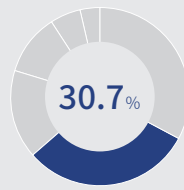


海外事業につきまして、貸倒関係費抑制に向けた与信厳格化により、海外子会社3社合計の取扱高は、前年差で減少しました。また、貸倒関係費につきましては、与信厳格化及び回収体制の強化等が奏功し、減少傾向にあります。今後も良質債権の積み上げに努めるとともに、ガバナンス体制の徹底的な強化により、安定的な成長を図ってまいります。

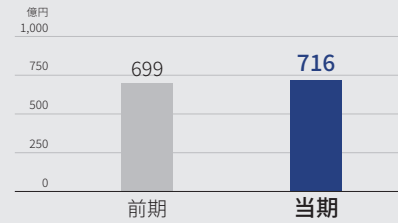
この結果、海外事業の事業収益は、124億円(前年比16.3%減少)となりました。

カード・ 融資事業

■ 事業収益構成比



■ 事業収益

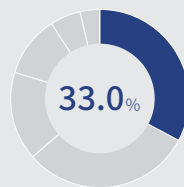


カード・融資事業につきまして、カードショッピングの取扱高は大型提携先での利用が好調に推移したことにより、前年差で増加しました。融資残高は、新規取り扱いが減少したこと等により、前年差で減少となりました。

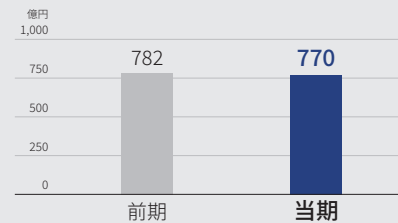
この結果、カードショッピングの事業収益は564億円(前年比5.4%増加)、融資の事業収益は151億円(前年比7.8%減少)となり、カード・融資事業全体の事業収益といたしましては、716億円(前年比2.3%増加)となりました。

個品 割賦事業

■ 事業収益構成比



■ 事業収益

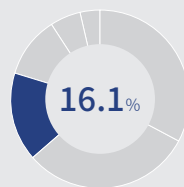


個品割賦事業につきまして、市場金利上昇分の価格転嫁を行ったこと等により、オートローン及びショッピングクレジットの取扱高は、前年差で減少しました。

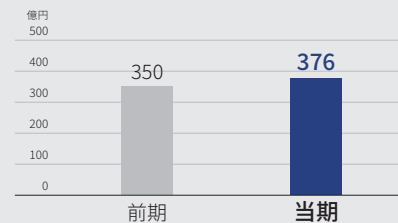
この結果、個品割賦事業の事業収益は、770億円(前年比1.6%減少)となりました。

銀行 保証事業

■ 事業収益構成比



■ 事業収益



銀行保証事業につきましては、地域の課題に応じた金融商品・サービスの提供に取り組んでおり、証書貸付における取扱高の順調な拡大を背景に、保証残高は前期末から増加しました。

この結果、銀行保証事業の事業収益は、376億円(前年比7.4%増加)となりました。

今後とも株主の皆さまのご期待に応えられるよう企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきまして当社グループが実施した設備投資並びに設備の除却及び売却のうち、主なものは、以下のとおりであります。

① 主要な設備投資

中期経営計画に沿って、既存システムの更改や新商品開発を目的としたシステム等に投資を行いました。この結果、当連結会計年度のシステム投資額は134億円に達しました。

② 主要な設備の除却及び売却

記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の借入金は336億円減少し、当連結会計年度での借入残高は1兆4,239億円(うち短期借入金1,721億円、長期借入金1兆2,518億円)となりました。

コマーシャル・ペーパーにつきましては、59億円増加し、期末残高は3,166億円となりました。

なお、債権流動化により調達した資金は2兆294億円であります。

また、以下のとおり、社債の発行によって総額400億円を調達し、当連結会計年度末の発行残高は2,500億円となりました。

発行銘柄	発行日	発行総額	償還期日
第40回国内公募無担保社債	2025年9月4日	200億円	2030年9月4日
第41回国内公募無担保社債	2025年12月3日	100億円	2028年12月1日
第42回国内公募無担保社債	2025年12月3日	100億円	2030年12月3日

(4) 対処すべき課題

昨今、金融環境の変化や地政学リスクの高まり、さらにはサイバー攻撃の増加など、当社グループを取り巻く事業環境は不透明な状況が続いております。加えて、長期的な視点では、わが国における生産年齢人口の減少が現実視されており、限られた人的資源のもとで持続的成長を実現するためには生産性の向上が不可欠となっております。企業におけるデジタル化の推進はこうした課題を解決するための重要な打ち手として位置づけられており、当社グループとしても経営上の重要課題として認識しております。

とりわけ、生成AIをはじめとするデジタル技術(以下、AI・デジタル技術といいます)は、想定を超える速度で進展しており、その活用の巧拙は事業効率化や生産性向上にとどまらず、お客さまへの価値提供、さらには企業の競争力を大きく左右する可能性もあります。

AI・デジタル技術の活用に後れを取った企業は競争力低下のリスクを内包する一方、迅速かつ適切に取り組むことができた企業は、他社との差別化を通じてお客さまから支持され、選ばれ続ける存在へと進化する機会にもなり得るものと認識しております。

【事業戦略】

■事業構造改革の完遂

当社グループは、当連結会計年度を初年度とする5カ年の中期経営計画(2026年3月期～2030年3月期)をスタートいたしました。前半の3年間で前中期経営計画から取り組んできた事業構造改革を早期に完遂するとともに、競争優位性のある事業基盤を固め、後半の2年間で成果の刈り取りを進めていく計画としております。

これまで当社グループでは、収益性及び成長性の観点から事業ポートフォリオの見直しを進め、経営資源を縮退領域から成長領域へ振り向けることで、事業全体における安定性と成長性のバランス最適化を目的とした事業構造改革を進めてまいりました。

一方、前述のとおり、A I・デジタル技術の活用を梃子に、事業構造改革を一層深掘りし、スピード感をもって推進していくことが重要だと認識しております。

具体的には、従来の業務プロセスやビジネス構造等をお客さま視点で抜本的に見直すとともに、A I・デジタル技術を徹底的に活用することにより、生産性の向上とともに新たな顧客体験の創出をめざしてまいります。

また、デジタル化を推進することにより創出される人的リソースについては、成長分野へ戦略的に再配分し、より付加価値の高い業務へのシフトを進めることで、当社グループ全体の競争力強化と持続的な企業価値向上につなげてまいります。

今後の方針

2027年3月期においては、事業構造改革の完遂に目途をつけ、成長戦略の足場を固める1年と位置付け、以下の施策を中心に取り組んでまいります。

①生産性向上とお客さま視点での価値創出

バックオフィス・ミドルオフィス等でのA I・デジタル技術の徹底活用を一段と深化させ、生産性の飛躍的な向上の実現をめざし、新たな顧客体験価値の創出及びサービス品質の向上を図ってまいります。

②金利上昇局面に耐え得る収益構造への転換と成長戦略の柱となり得る事業領域の基盤確立

金利上昇時でも安定した収益を生み出す収益構造への転換を最優先課題と位置付け、価格転嫁と経費水準の適正化を両立させながら事業ポートフォリオの組替えを加速するとともに、A L M高度化等にも取り組んでまいります。また、新たな事業の柱となり得る事業領域の確立に向けて個人戦略・法人戦略等の取り組みを強化し、強固な収益構造をめざしてまいります。

③変革を支え、持続させる組織・人材基盤の強化

業務の効率化を進めることにより、従業員がより付加価値の高い業務へ集中して取り組むことができる態勢の構築を図るとともに、従業員エンゲージメントの向上に資する施策・打ち手を適時適切に講じてまいります。

■個人戦略(個品割賦事業、カード・融資事業等)

現状と課題

当社グループは、個品割賦を含む分割払い市場において、リーディングカンパニーとして存在意義を発揮するとともに、個人向けオートリースなどの成長市場においてもシェア拡大を図り、ドミナントな事業領域の確立をめざしております。

当連結会計年度においては、性能規定と信を活用したデジタル分割払いを中心に、ファイナンス性向の高い顧客の取り込みと、オリコ会員向け専用Webサービス「eオリコ会員」における取引の重層化を戦略の主軸として推進してまいりました。

デジタル分割払いにつきましては、大手ECサイトへの導入など一定の進展が見られたものの、UI/UX上の課題等もあり、取扱高は当初計画を下回る結果となりました。また、個人向けオートリースについても、市場全体の伸長率が想定を大きく下回ったことなどから、計画対比では伸び悩む結果となりました。

さらに、市場金利の上昇を背景として金融費用が大幅に増加しております。当社グループでは価格転嫁を進めておりますが、価格転嫁のタイミングが市場金利の上昇に遅行するため、その効果が収益に反映されるまでには一定の時間を要します。このため、足元では収益性への影響が顕在化しております。

一方で、分割払い市場は引き続き拡大基調であることから、今後もお客さまのニーズに迅速かつ柔軟に対応し、新たな顧客の獲得及び持続的な成長機会の創出を図ってまいります。

今後の方針

上記の事業環境及び課題認識を踏まえ、当社グループの個人戦略においては、以下の施策を中心に事業構造の強化を進めてまいります。

①顧客体験及びエンゲージメントの向上

デジタル分割払いを中心に、UI／UXの改善等を進めるとともに、顧客利便性の向上並びに契約率及び稼働率の底上げを図ってまいります。

また、顧客のライフサイクルや利用状況に応じた一貫性のあるサービス提供を実現し、中長期的な顧客エンゲージメントの向上及び顧客生涯価値(LTV)の最大化をめざしてまいります。

②自動車市場におけるバリューチェーンを俯瞰した新領域への取り組み推進

個人オートリースを含む自動車市場では、金融提供に加え、購入前から保有・乗換え・再販までのバリューチェーン全体を俯瞰した新領域への取り組みを進めてまいります。

デジタルを活用した顧客接点の拡充と付加価値サービスの提供により、顧客との継続的な関係構築を図り、モビリティライフ全体を支える事業モデルへの進化をめざしてまいります。

■法人戦略(決済・保証事業、カード・融資事業、銀行保証事業等)

現状と課題

当社グループでは、顧客セグメントや業種特性に応じて多様化・高度化する経営課題やニーズに対し、金融サービス及びソリューションを提供することを通じて、従来のプロダクトアウト型営業から、顧客課題を起点としたマーケットイン型営業への転換を進めております。

当連結会計年度においては、金融機関向け保証事業や一部の法人向けソリューションを中心に概ね計画どおりに進捗しております。

とりわけ、顧客基盤の拡大及び取引重層化に向けた取り組みは確実に進捗しており、株式会社みずほ銀行等との連携やデジタルチャネルの活用、加盟店網の活用等により市場深耕を一段と進めていくとともに、中小企業(SME)向けソリューション等の商品化に取り組むことで、顧客課題解決を起点としたマーケットイン型営業への転換を完遂してまいります。

今後の方針

上記の事業環境及び課題認識を踏まえ、法人戦略においては、以下の施策を中心に事業基盤の強化を進めてまいります。

①金融機関向け事業の多様化、高度化

金融機関向け保証事業においては、保証料率の適正化、与信判断の精緻化及び代弁率の抑制により、残高の積み上げと収益性の確保の両立を図ってまいります。

併せて、取り扱い領域の拡大や地域金融機関との連携強化を通じ、取引基盤の拡充を進めることで、中期的に安定した収益成長の実現をめざしてまいります。

②企業間決済・資金繰り支援領域の強化

企業間決済及び資金繰り支援分野においては、与信モデルの高度化及びデジタルチャネルの活用を通じて、B to B取引、売掛金決済保証、請求支援サービス等の利便性向上を図ってまいります。

また、外部環境の変動等による既存取扱高の減少リスクに対応するため、新規顧客の獲得や新たなマーケットの開拓にも引き続き注力してまいります。

③中小企業(SME)向けソリューションの拡充

中小企業向けには、資金繰りの可視化や決済支援ツールを基盤としたデジタル型ソリューションの提供を強化し、顧客基盤の拡大及び取引深度の向上を図ってまいります。

加えて、短期資金需要や小口投資支援など、SME特有の資金ニーズに対応したサービスラインナップを整備することで、法人向け事業における新たな収益の柱として育成していく方針であります。

④新規領域への取り組み

不動産関連事業等の新規領域については、リスク管理を徹底しながら投資規模を段階的に拡大していくとともに、家賃決済保証事業等における不動産管理会社等とのリファーマル連携を強化することで、当社グループ全体の事業ポートフォリオの安定化及び収益源の多様化に寄与してまいります。

■海外戦略(海外事業)

現状と課題

当社グループは、「新興国のお客さまに安心・安全な金融サービスを提供する」ことを基本方針として、国内で培った与信・回収ノウハウを活用し、東南アジアを中心にオートローン事業を展開してまいりました。

近年、進出国において地域金融機関との激しい競争環境のなかで、収益確保を優先した事業運営の結果、リスク管理やガバナンス体制の強化が十分に進まず、不良債権の増加を招く結果となりました。これにより、当社グループの収益性が大きく悪化する状況となりました。

こうした状況を踏まえ、当社グループでは、与信基準の厳格化並びに回収体制の強化及び経費の削減を推進し、事業構造の再構築に注力したことで、タイ及びインドネシアにおいては黒字化の目途が立っております。

しかしながら、昨今の地政学リスクの高まり等を背景に、両国における自動車需要の中期的な動向は不透明な状況が続いております。これに伴い、オートローンの取り扱いの動向も不確定要素が存在しており、事業環境は依然として予断を許さない状況にあります。

引き続き、黒字化の定着に向けて外部環境を注視しつつ、さらなる事業構造改革を進めてまいります。

今後の方針

上記の事業環境及び課題認識を踏まえ、以下の施策を中心に、強固な基盤構築を図ってまいります。

事業構造改革の完遂

与信厳格化と効率経営を徹底し、安定的な黒字基盤の確立を図ってまいります。また、D Xの活用による申し込みプロセスの高度化及び回収コストの低減を進めるとともに、良質債権の着実な積み上げを通じて、収益の安定化とボラティリティの低減をめざしてまいります。

【財務規律】

当社グループは、資金ビジネスにおける適切な価格転嫁と経費適正化を両輪で進めるとともに、A L Mの高度化、商品・サービスにおける変動金利の適用、非金利収入の強化等により、金利上昇局面においても安定的な収益を確保できる収益基盤の構築を図ってまいります。

また、グループ会社の統廃合や業務の内製化を進めることで、収益性と効率性を重視した財務規律の強化に取り組んでまいります。

【経営基盤強化】

当社グループは、サステナビリティを経営の中心に据え、マテリアリティを起点として社会価値の創出と企業価値の向上の両立をめざしております。

この実現に向け、事業構造改革及び成長戦略を支える人財基盤の強化を経営の重要課題と位置付け、カルチャー変革、人材育成、環境変化に柔軟に対応できる組織づくり及び健康経営に取り組んでまいります。

加えて、急速な技術革新の進展やサイバーリスクの高度化、不正利用の巧妙化といった事業環境の変化を踏まえ、A I・データ活用を前提とした業務プロセスの再構築、システム基盤の高度化、ガバナンス及びセキュリティ体制の強化をさらにスピードアップ・スケールアップして取り組んでまいります。

とりわけA I・デジタル技術の活用が、業務効率化及び付加価値創出の両面において重要な成長ドライバーとなるものと考えており、これらを適切に活用しながらC X及びE X双方の向上を図り、企業価値の持続的な向上をめざしてまいります。

【資本政策】

当社グループの中期経営計画における資本政策は、「財務健全性、成長投資、株主還元の最適なバランスを実現」することを基本方針としております。

配当政策につきましては、累進配当を基本とし、連結配当性向30%から40%を目途に実施していく方針であります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本債権回収株式会社	700百万円	100.00%	債権管理回収
株式会社オリコフォレントインシュア	391百万円	100.00%	家賃決済保証
株式会社オリコプロダクトファイナンス	9,910百万円	100.00%	ショッピングクレジット オートローン
株式会社オリコオートリース	240百万円	65.93%	オートリース
株式会社オリコビジネスリース	240百万円	100.00%	小口リース
Orico Auto Leasing(Thailand) Ltd.	1,587百万タイバツ	100.00%	オートローン
Orico Auto Finance Philippines Inc.	600百万フィリピンペソ	100.00%	オートローン
PT Orico Balimor Finance	289,165百万インドネシアルピア	51.00%	オートローン

(注) 1. 上記重要な子会社を含め連結子会社の数は18社、持分法適用関連会社の数は4社であります。

2. 当社は2026年3月30日に東京センチュリー株式会社が保有する株式会社オリコビジネスリースの株式の全てを株式会社オリコビジネスリースが自己株式として取得することにより、同社を完全子会社といたしました。

(6) 主要な事業内容(2026年3月31日現在)

当社グループの主要事業は、決済・保証事業、海外事業、カード・融資事業、個品割賦事業、銀行保証事業であり、その他の事業として債権管理回収業や信販周辺の受託業務等、お客さまのニーズに応じた幅広いサービスの提供を行っております。

(7) 主要な営業所(2026年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

【本 社】東京都千代田区麹町5丁目2番地1

【営業店】

地域区分	主な営業店	店舗数合計
北海道 地区	札幌支店 ほか	2
東 北 地区	仙台支店、郡山支店、盛岡支店 ほか	9
関 東 地区	東京支店、横浜支店、千葉支店、群馬支店、埼玉支店、宇都宮支店、茨城支店 ほか	28
中 部 地区	名古屋支店、新潟支店、静岡支店 ほか	12
近 畿 地区	大阪支店、神戸支店、京都支店 ほか	12
中 国 地区	広島支店、岡山支店 ほか	7
四 国 地区	東四国支店、西四国支店	2
九 州 地区	福岡支店、熊本支店、沖縄支店 ほか	12
合 計		84

② 重要な子会社の主要な営業所

会社名	本社所在地	主な営業拠点
日本債権回収株式会社	東京都千代田区	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡
株式会社オリコフォレントインシュア	東京都港区	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、沖縄
株式会社オリコプロダクトファイナンス	東京都千代田区	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、沖縄 ほか
株式会社オリコオートリース	東京都台東区	東京
株式会社オリコビジネスリース	東京都千代田区	東京
Orico Auto Leasing(Thailand) Ltd.	タイ バンコク	バンコク、チョンブリー ほか
Orico Auto Finance Philippines Inc.	フィリピン マニラ	マニラ
PT Orico Balimor Finance	インドネシア ジャカルタ	ジャカルタ、ジョクジャカルタ ほか

2 会社の株式に関する事項(2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式 182,500,000株

(2) 発行済株式の総数

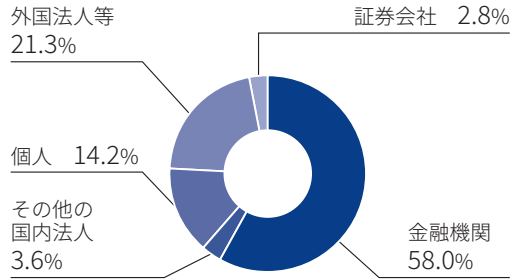
普通株式 171,888,020株(自己株式22,886株を含む。)

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は、5,400株増加しております。

(3) 株主数

普通株式 31,413名

■ 株式の所有者別分布状況(普通株式)



(4) 大株主の状況

普通株式の所有株式数

株主名	持株数	持株比率
株式会社みずほ銀行	83,640千株	48.66%
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	16,750千株	9.74%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,861千株	5.15%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5,073千株	2.95%
INTERTRUST TRUSTEES CAYMAN LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST	3,500千株	2.03%
J.P.MORGAN MARKETS LIMITED	2,700千株	1.57%
中央日本土地建物株式会社	1,917千株	1.11%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,889千株	1.09%
JPモルガン証券株式会社	1,850千株	1.07%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,706千株	0.99%

(注) 持株比率は自己株式(普通株式22,886株)を控除して計算しております。なお、自己株式の株式数には、当社の株式給付信託(BBT-RS)及び株式給付信託(J-ESOP-RS)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式(677千株)は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	22,746株 (1,307株)	8名 (2名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3,994株 (2,381株)	4名 (3名)

(注) 上表には、2025年6月25日をもって退任した取締役2名を含んでおります。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	飯 盛 徹 夫	
代表取締役社長 (兼)社長執行役員	梅 宮 真	
取締役 (兼)専務執行役員	松 岡 英 行	人事・総務グループ長 (兼)業務統括部担当 (兼)企画グループカルチャー変革担当
代表取締役 (兼)常務執行役員	馬 場 一 晃	財務・経理グループ長
取締役	西 野 和 美	一橋大学副学長、経営管理研究科教授 古河機械金属株式会社社外取締役 独立行政法人中小企業基盤整備機構監事
取締役	本 庄 滋 明	
取締役	平 山 景 子	株式会社Blue Blossom創業者(兼)代表取締役 株式会社ポピーズ社外取締役
取締役(常勤監査等委員)	深 澤 雄 二	
取締役(監査等委員)	櫻 井 祐 記	富国生命保険相互会社常勤顧問
取締役(監査等委員)	松 井 巖	新丸の内総合法律事務所所属弁護士 長瀬産業株式会社社外監査役 東鉄工業株式会社社外監査役 グローブライド株式会社社外取締役(監査等委員) 株式会社電通グループ社外取締役
取締役(監査等委員)	小 笠 原 由 佳	株式会社藤村総合研究所取締役 日清食品ホールディングス株式会社社外取締役 Renovater株式会社社外監査役 株式会社RYODEN社外取締役

- (注) 1. 取締役西野和美、本庄滋明及び平山景子の各氏、取締役(監査等委員)櫻井祐記、松井巖及び小笠原由佳の各氏は、社外取締役であります。なお、当社は、各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
3. 取締役(常勤監査等委員)深澤雄二氏は、長年にわたりメガバンク及び当社に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)櫻井祐記氏は、生命保険会社において財務企画部門の業務執行責任者及び取締役を務め、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員)松井巖氏が所属する八重洲総合法律事務所は2026年1月8日付で、新丸の内総合法律事務所に変更いたしました。
6. 取締役(監査等委員)小笠原由佳氏は、政府系金融機関等において国際金融業務や社会へのインパクト投資等に従事してきた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役平山景子氏の戸籍上の氏名は青木景子であります。取締役(監査等委員)小笠原由佳氏の戸籍上の氏名は藤村由佳であります。
8. 2026年4月1日付で取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況は、以下のとおり変更となっております。

氏名	変更前	変更後
松岡英行	取締役(兼)専務執行役員 人事・総務グループ長 (兼)業務統括部担当 (兼)企画グループカルチャー変革担当	取締役(兼)専務執行役員 人事・総務グループ長 (兼)CX統括部担当 (兼)人事・総務グループカルチャー変革・組織開発担当
馬場一晃	代表取締役(兼)常務執行役員 財務・経理グループ長	代表取締役(兼)常務執行役員 財務・経理グループ長 (兼)財務・経理グループ財務部長

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び担当並びに重要な兼職の状況
河野雅明	2025年6月25日	任期満了	取締役 株式会社神戸製鋼所社外取締役(監査等委員)
水野哲朗	2025年6月25日	任期満了	取締役 株式会社オリコプロダクトファイナンス取締役会長

(注) 株式会社オリコプロダクトファイナンスは、当社の完全子会社であり、当社と同一の部類に属する事業を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(4) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役飯盛徹夫、梅宮真、松岡英行、馬場一晃、西野和美、本庄滋明、平山景子、深澤雄二、櫻井祐記、松井巖、小笠原由佳の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

なお、2025年6月25日をもって退任いたしました取締役河野雅明氏及び水野哲朗氏とも同様の補償契約を締結しておりました。

但し、取締役が自己もしくは第三者の不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合等には補償を受けた費用等を返還させることなどを条件としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因し保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害等を補填することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が故意に違法な行為を行った場合や私的な利益などを違法に受けた場合等は補填の対象としないこととしております。

なお、一部の子会社においても、当社と同様に取締役及び執行役員が当該保険契約の対象とされております。

(6) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬		非業績連動報酬	
			賞 与	株式報酬	株式報酬	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	274百万円 (35百万円)	183百万円 (32百万円)	49百万円 (-)	31百万円 (-)	10百万円 (4百万円)	9名 (3名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	71百万円 (43百万円)	63百万円 (38百万円)	-	-	8百万円 (5百万円)	4名 (3名)
合 計 (うち社外取締役)	345百万円 (78百万円)	246百万円 (70百万円)	49百万円 (-)	31百万円 (-)	18百万円 (9百万円)	13名 (6名)

(注) 1. 上表には、2025年6月25日をもって退任した取締役2名を含んでおります。

2. 上記の業績連動報酬の対象となる役員の員数は、取締役5名(監査等委員及び社外取締役を除く。)となります。なお、2017年6月27日開催の第57期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の導入が決議され、併せて株式報酬型ストックオプションに関する報酬枠を廃止し、同日以降、取締役に対し、新たにストックオプションの付与は行っておりません。

また、2024年6月25日開催の第64期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」から株式報酬制度「株式給付信託(BBT-RS)」への改定が決議されております。

3. 業績連動報酬として、後記②「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおり、現金報酬及び株式報酬で構成しております。業績連動報酬の額の算定方法は、全社業績及び個人業績により変動する仕組みであり、具体的には役位別に定める基準額に全社業績及び個人業績に係る評価に応じて0%~150%の範囲で変動する支給率を乗じて当該報酬額を決定しております。算定の基礎として選定した全社業績に係る指標には、事業の稼ぐ力を端的に表す連結経常利益等を採用しております。なお、当事業年度の連結経常利益等の実績は、第66期連結計算書類に記載のとおりです。

4. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第62期定時株主総会において、年額450百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は8名(うち社外取締役2名)です。

また、取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第62期定時株主総会において、年額120百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は5名(うち社外取締役3名)です。

上記報酬限度額のほか、2024年6月25日開催の第64期定時株主総会において、株式報酬制度「株式給付信託(BBT-RS)」として、取締役及び執行役員に対し、902百万円(うち、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)分として310百万円、監査等委員である取締役分として30百万円、監査等委員以外の社外取締役分として12百万円)(3事業年度ごと)を上限とした信託への拠出が決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は9名(うち社外取締役2名)、取締役(監査等委員)の員数は4名(うち社外取締役3名)です。

5. 当社においては、後記②「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおり、取締役会の委任決議に基づき、取締役社長梅宮真が、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の固定報酬、業績連動報酬及び非業績連動報酬の内容を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の担当部門の業績等について評価を行うには取締役社長が適していると判断したためであります。当該権限が取締役社長によって適切に行使されるよう、後記②「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおり、あらかじめ指名・報酬委員会の審議を踏まえて策定された報酬制度に従って決定することとしており、当該手続を経て取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額の内容が決定されていることから、取締役会はその内容がかかる決定方針に沿うものであると判断しております。

6. 取締役(監査等委員)の個人別の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員全員の協議により決定しております。

② 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2026年2月27日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

- イ. 業務執行取締役の報酬は、中長期的な業績及び企業価値向上に資する健全なインセンティブとして機能するよう、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬と、会社等の業績に応じて支給額が変動する業績連動報酬で構成し、業績連動報酬は、短期インセンティブに資する現金報酬と中長期インセンティブに資する株式報酬で構成します。なお非業務執行取締役(社外取締役含む)の報酬は、その職責を考慮し、固定報酬と非業績連動報酬の株式報酬で構成します。
- ロ. 基本報酬は、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬とし、それを与える時期は在任中の月例とします。
- ハ. 業績連動報酬は、現金報酬及び株式報酬で構成し、非業績連動報酬は、株式報酬のみで構成します。株式報酬は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該株式及び株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度「株式給付信託(BBT-RS (=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」とします。業績連動報酬は、全社業績及び個人業績により変動する仕組みであり、具体的には役位別に定める基準額に全社業績並びに個人業績に係る評価に応じて0%~150%の範囲で変動する支給率を乗じて当該報酬額を決定します。また、非業績連動報酬は、役位に応じて定める報酬額とします。なお、全社業績に係る指標には、事業の稼ぐ力を端的に表す連結経常利益等を採用し、計画比等を用いて指標に応じた支給率を決定します。当該指標は、経営目標、ステークホルダーの期待や要請、経済情勢や社会環境などを総合的に勘案し指名・報酬委員会の審議を踏まえて適宜見直しを行います。業績連動報酬のうち、現金報酬を受ける時期は毎年7月から翌6月までの期間を対象とした直後の翌月とします。株式報酬の株式給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、金銭給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。在任中に株式給付を受ける場合は、給付に先立ち、譲渡制限契約の締結を行い、退任後当社が定める所定の時期までの間、譲渡等による処分制限を設けます。なお、株式報酬を受ける権利は、当社関係諸規程等に対する重大な違反等があった場合、在任期間中に一定の非違行為があった場合等において、取締役会の決定により、給付を受ける権利の全部または一部を喪失させることがあります。
- ニ. 固定報酬と業績連動報酬の割合は、役割期待に応じて7：3~5：5、業績連動報酬のうち現金報酬及び株式報酬の割合は1：1~2：1を目安とします。割合の決定については、ステークホルダーの期待や要請、経済情勢や社会環境などを総合的に勘案し指名・報酬委員会の審議を踏まえて適宜見直しを行うものとします。
- ホ. 個人別の報酬等の内容についての決定は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議にもとづき取締役社長に委任することができるものとします。なお、当該権限が取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役社長は、指名・報酬委員会の審議を踏まえて策定された報酬制度に従って決定するものとします。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役西野和美氏は、一橋大学副学長、経営管理研究科教授であります。なお、当社と一橋大学との間には特別な関係はありません。
- ・取締役平山景子氏は、株式会社Blue Blossom創業者(兼)代表取締役であります。なお、当社と株式会社Blue Blossomとの間には特別な関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)櫻井祐記氏は、富国生命保険相互会社の常勤顧問であります。なお、富国生命保険相互会社は当社の株主であり、信用保証の提携金融機関という関係にありますが、当社と富国生命保険相互会社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。
- ・取締役(監査等委員)松井巖氏は、新丸の内総合法律事務所所属の弁護士であります。なお、当社と新丸の内総合法律事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)小笠原由佳氏は、株式会社藤村総合研究所の取締役であります。なお、当社と株式会社藤村総合研究所との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役西野和美氏は、古河機械金属株式会社の社外取締役及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の監事であります。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役平山景子氏は、株式会社ポピンズの社外取締役であります。なお、当社と株式会社ポピンズとの間には特別な関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)松井巖氏は、長瀬産業株式会社及び東鉄工業株式会社の社外監査役、グローブライド株式会社の社外取締役(監査等委員)並びに株式会社電通グループの社外取締役であります。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)小笠原由佳氏は、日清食品ホールディングス株式会社及び株式会社RYODENの社外取締役並びにRenovater株式会社の社外監査役であります。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	西野 和美	9回/13回	—	大学教授として長年に亘る経営学の調査・研究で培った実績及び企業経営に関する高い見識に基づき、独立・公正な立場から、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現のため、適宜必要な発言を行っております。新事業創出やイノベーション等の分野に関する審議について積極的に意見を述べられ、取締役に求められる役割を果たしております。
取締役	本庄 滋明	13回/13回	—	システム開発ベンダーの業務執行責任者及び同社グループ会社社長として培った知見・企業経営経験に基づき、独立・公正な立場から、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現のため、適宜必要な発言を行っております。特にシステム分野に関する審議について積極的に意見を述べられ、取締役に求められる役割を果たしております。
取締役	平山 景子	9回/10回	—	マーケティング戦略に加え、インクルージョン&ダイバーシティに関する高い見識に基づき、独立・公正な立場から、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現のため、適宜必要な発言を行っております。特にマーケティングや企業カルチャーに関する審議について積極的に意見を述べられ、取締役に求められる役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	櫻井 祐記	13回/13回	22回/22回	生命保険会社における財務企画部門の取締役、業務執行責任者及び同社グループ会社社長として培った知見・企業経営経験に基づき、客観的な視点から、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言・提言を行っており、監査等委員である取締役に求められる役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	松井 巖	12回/13回	21回/22回	法曹界における豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な視点から、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言・提言を行っており、監査等委員である取締役に求められる役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	小笠原 由佳	13回/13回	22回/22回	国際金融業務、民間公益活動、海外支援業務、社会へのインパクト投資等の業務で培った知見に基づき、経営及びコンサルティング分野における豊富な経験と多様な知見を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言を行っており、監査等委員である取締役に求められる役割を果たしております。

(注) 取締役平山景子氏は、2025年6月就任以降の状況を記載しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日)

(単位：百万円)

区 分	金 額
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	154,579
受取手形及び売掛金	481
割賦売掛金	1,315,119
資産流動化受益債権	791,334
リース債権及びリース投資資産	284,384
短期貸付金	312
その他	130,888
貸倒引当金	△134,747
流動資産合計	2,542,352
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	20,113
機械装置及び運搬具	106
土地	57,720
リース資産	603
建設仮勘定	697
その他	5,425
有形固定資産合計	84,666
無形固定資産	
のれん	3,521
その他	80,252
無形固定資産合計	83,773
投資その他の資産	
投資有価証券	26,761
長期貸付金	8,205
従業員に対する長期貸付金	7
退職給付に係る資産	32,505
繰延税金資産	33,473
その他	32,072
投資その他の資産合計	133,027
固定資産合計	301,468
繰延資産	
社債発行費	660
繰延資産合計	660
資産合計	2,844,481

区 分	金 額
(負債の部)	
流動負債	
支払手形及び買掛金	161,882
短期借入金	172,142
1年内償還予定の社債	35,000
1年内返済予定の長期借入金	383,677
1年内返済予定の債権流動化借入金	16,249
コマーシャル・ペーパー	316,600
リース債務	320
未払法人税等	2,492
預り金	227,040
賞与引当金	5,030
役員賞与引当金	169
株式給付引当金	182
ポイント引当金	1,623
債務保証損失引当金	3,105
割賦利益繰延	61,005
その他	30,964
流動負債合計	1,417,487
固定負債	
社債	215,000
長期借入金	868,143
債権流動化借入金	66,825
リース債務	410
役員退職慰労引当金	42
株式給付引当金	117
ポイント引当金	3,387
利息返還損失引当金	6,346
退職給付に係る負債	958
その他	8,573
固定負債合計	1,169,805
負債合計	2,587,293
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	150,079
資本剰余金	741
利益剰余金	85,406
自己株式	△789
株主資本合計	235,437
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	1,488
繰延ヘッジ損益	△479
為替換算調整勘定	462
退職給付に係る調整累計額	13,556
その他の包括利益累計額合計	15,027
非支配株主持分	6,722
純資産合計	257,188
負債純資産合計	2,844,481

連結損益計算書(自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)

(単位：百万円)

区 分	金 額	
営業収益		
事業収益		233,116
金融収益		
受取利息及び受取配当金	434	
その他の金融収益	812	1,247
その他の営業収益		13,268
営業収益合計		247,631
営業費用		
販売費及び一般管理費		203,069
金融費用		
支払利息	24,068	
その他の金融費用	1,045	25,113
その他の営業費用		5,003
営業費用合計		233,186
営業利益		14,444
経常利益		14,444
特別利益		
有形固定資産売却益	105	105
特別損失		
有形固定資産売却損	39	
有形固定資産除却損	37	
ソフトウェア除却損	29	
投資有価証券評価損	272	380
税金等調整前当期純利益		14,170
法人税、住民税及び事業税	4,207	
法人税等調整額	△2,273	1,934
当期純利益		12,236
非支配株主に帰属する当期純損失		△652
親会社株主に帰属する当期純利益		12,889

計算書類

貸借対照表(2026年3月31日)

(単位：百万円)

区 分	金 額	区 分	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	140,336	支払手形	9,716
割賦売掛金	957,372	買掛金	145,829
資産流動化受益債権	652,679	短期借入金	58,000
信用保証信託受益権	217	1年内償還予定の社債	35,000
短期貸付金	312	1年内返済予定の長期借入金	363,765
関係会社短期貸付金	329,405	コマーシャル・ペーパー	233,600
前払費用	3,255	リース債務	213
未収収益	3,522	未払金	10,967
立替金	11,244	未払費用	1,842
その他	75,246	未払法人税等	611
貸倒引当金	△108,781	預り金	224,593
流動資産合計	2,064,811	前受収益	1,758
固定資産		賞与引当金	3,774
有形固定資産		役員賞与引当金	144
建物	17,749	株式給付引当金	182
構築物	47	ポイント引当金	1,623
工具、器具及び備品	1,194	債務保証損失引当金	3,376
土地	54,412	割賦利益繰延	37,766
リース資産	544	その他	535
建設仮勘定	665	流動負債合計	1,133,299
その他	0	固定負債	
有形固定資産合計	74,613	社債	215,000
無形固定資産		長期借入金	842,750
電話加入権	744	債権流動化借入金	8,205
施設利用権	10	リース債務	385
ソフトウェア	74,940	退職給付引当金	5
無形固定資産合計	75,695	株式給付引当金	117
投資その他の資産		ポイント引当金	3,387
投資有価証券	12,562	利息返還損失引当金	6,346
関係会社株式	31,417	長期預り保証金	4,704
出資金	406	その他	920
長期貸付金	8,205	固定負債合計	1,081,822
従業員に対する長期貸付金	7	負債合計	2,215,121
関係会社長期貸付金	95,357	(純資産の部)	
長期前払費用	4,196	株主資本	
前払年金費用	16,796	資本金	150,079
繰延税金資産	26,910	資本剰余金	
敷金	3,694	資本準備金	914
その他	4,082	資本剰余金合計	914
投資その他の資産合計	203,638	利益剰余金	
固定資産合計	353,947	利益準備金	5,260
繰延資産		その他利益剰余金	
社債発行費	660	繰越利益剰余金	47,642
繰延資産合計	660	利益剰余金合計	52,902
資産合計	2,419,419	自己株式	△775
		株主資本合計	203,120
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	1,479
		繰延ヘッジ損益	△302
		評価・換算差額等合計	1,177
		純資産合計	204,297
		負債純資産合計	2,419,419

損益計算書(自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)

(単位：百万円)

区 分	金 額	
営業収益		
事業収益		
決済・保証	8,344	
カード・融資	71,612	
個品割賦	56,305	
銀行保証	37,610	
その他	5,656	179,530
金融収益		
受取利息	245	
その他の金融収益	3,943	4,188
その他の営業収益		4,392
営業収益合計		188,111
営業費用		
販売費及び一般管理費		160,350
金融費用		
支払利息	15,651	
社債利息	1,911	
社債発行費償却	245	
その他の金融費用	599	18,406
その他の営業費用		342
営業費用合計		179,099
営業利益		9,011
経常利益		9,011
特別利益		
有形固定資産売却益	333	333
特別損失		
有形固定資産売却損	238	
有形固定資産除却損	19	
投資有価証券評価損	272	
関係会社株式評価損	1,155	1,686
税引前当期純利益		7,658
法人税、住民税及び事業税	251	
法人税等調整額	△2,186	△1,935
当期純利益		9,594

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 慎 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 谷 川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オリエントコーポレーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社オリエントコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 林 慎 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 長 谷 川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オリエントコーポレーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準等に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該取締役会決議に基づく内部統制システムの構築及び運用についても、経営環境の変化等に応じ、継続的に見直し、改善が行われており、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

株式会社オリエントコーポレーション 監査等委員会

常勤監査等委員 深 澤 雄 二 ㊟
監 査 等 委 員 櫻 井 祐 記 ㊟
監 査 等 委 員 松 井 巖 ㊟
監 査 等 委 員 藤 村 由 佳 ㊟

- (注) 1. 監査等委員櫻井祐記及び松井巖並びに藤村由佳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 監査等委員藤村由佳は、小笠原由佳の戸籍上の氏名であります。

以 上

